

1. 平成25年第1回郡上市議会定例会議事日程（第6日）

平成25年3月26日 開議

- 日程1 会議録署名議員の指名
- 日程2 議案第4号 郡上市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例及び郡上市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について
- 日程3 議案第5号 郡上市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程4 議案第6号 郡上市移動通信用鉄塔施設設置条例の一部を改正する条例について
- 日程5 議案第7号 郡上市公の施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程6 議案第8号 郡上市税条例の一部を改正する条例について
- 日程7 議案第9号 郡上市高鷲吼高原スポーツ広場の設置及び管理に関する条例の制定について
- 日程8 議案第10号 郡上市市道の構造の技術的基準を定める条例の制定について
- 日程9 議案第11号 郡上市市道に設ける案内標識等の寸法を定める条例の制定について
- 日程10 議案第12号 郡上市における高齢者、障害者等の移動等の円滑化のために必要な特定道路が満たすべき基準に関する条例の制定について
- 日程11 議案第13号 郡上市都市公園条例の一部を改正する条例について
- 日程12 議案第14号 郡上市における高齢者、障害者等の移動等の円滑化のために必要な特定公園施設の設置の基準に関する条例の制定について
- 日程13 議案第15号 郡上市市営住宅管理条例の一部を改正する条例について
- 日程14 議案第16号 郡上市市有住宅管理条例の一部を改正する条例について
- 日程15 議案第17号 郡上市市営住宅等整備基準条例の制定について
- 日程16 議案第18号 郡上市簡易水道等事業給水条例の一部を改正する条例について
- 日程17 議案第19号 郡上市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程18 議案第20号 郡上市障害福祉サービス事業所の設置及び管理に関する条例及び郡上市障害者自立支援審査会の委員の定数等を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程19 議案第21号 郡上市障害児通所支援施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程20 議案第22号 郡上市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準

に関する条例の制定について

- 日程21 議案第23号 郡上市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営等に係る基準に関する条例の制定について
- 日程22 議案第24号 郡上市指定地域密着型介護老人福祉施設の指定に係る入所定員等に関する条例の制定について
- 日程23 議案第25号 郡上市新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について
- 日程24 議案第43号 平成25年度郡上市一般会計予算について
- 日程25 議案第44号 平成25年度郡上市国民健康保険特別会計予算について
- 日程26 議案第45号 平成25年度郡上市簡易水道事業特別会計予算について
- 日程27 議案第46号 平成25年度郡上市下水道事業特別会計予算について
- 日程28 議案第47号 平成25年度郡上市介護保険特別会計予算について
- 日程29 議案第48号 平成25年度郡上市介護サービス事業特別会計予算について
- 日程30 議案第49号 平成25年度郡上市ケーブルテレビ事業特別会計予算について
- 日程31 議案第50号 平成25年度郡上市駐車場事業特別会計予算について
- 日程32 議案第51号 平成25年度郡上市宅地開発特別会計予算について
- 日程33 議案第52号 平成25年度郡上市青少年育英奨学資金貸付特別会計予算について
- 日程34 議案第53号 平成25年度郡上市鉄道経営対策事業基金特別会計予算について
- 日程35 議案第54号 平成25年度郡上市後期高齢者医療特別会計予算について
- 日程36 議案第55号 平成25年度郡上市大和財産区特別会計予算について
- 日程37 議案第56号 平成25年度郡上市白鳥財産区特別会計予算について
- 日程38 議案第57号 平成25年度郡上市牛道財産区特別会計予算について
- 日程39 議案第58号 平成25年度郡上市北濃財産区特別会計予算について
- 日程40 議案第59号 平成25年度郡上市石徹白財産区特別会計予算について
- 日程41 議案第60号 平成25年度郡上市高鷲財産区特別会計予算について
- 日程42 議案第61号 平成25年度郡上市下川財産区特別会計予算について
- 日程43 議案第62号 平成25年度郡上市明宝財産区特別会計予算について
- 日程44 議案第63号 平成25年度郡上市和良財産区特別会計予算について
- 日程45 議案第64号 平成25年度郡上市水道事業会計予算について
- 日程46 議案第65号 平成25年度郡上市病院事業等会計予算について
- 日程47 議案第66号 白山長滝公園ほか2施設の指定管理者の指定について
- 日程48 議案第67号 郡上市白鳥木遊館の指定管理者の指定について
- 日程49 議案第68号 フレンドシップつくしの家の指定管理者の指定について

- 日程50 議案第71号 財産の無償譲渡について（郡上八幡川佐農林集会所）
- 日程51 議案第72号 財産の無償譲渡について（郡上八幡立光農林集会所）
- 日程52 議案第73号 財産の無償譲渡について（郡上八幡門原農林集会所）
- 日程53 議案第74号 市道路線の廃止について
- 日程54 議案第75号 市道路線の認定について
- 日程55 議発第1号 議員派遣について
- 日程56 議発第2号 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査及び常任委員会の閉会中の所管事務調査について
- 日程57 報告第1号 専決処分 の報告について
- 日程58 議報告第3号 諸般の報告について（議員派遣の報告等）
- 日程59 議報告第4号 中間報告について（産業建設常任委員会の視察研修報告）

2. 本日の会議に付した事件

日程1 から日程59まで

- 日程60 議案第76号 平成24年度郡上市一般会計補正予算（第6号）について
- 日程61 議発第3号 発送電分離の早期実現を求める意見書について
- 日程62 議発第4号 国会議員の定数削減を早期に実現するよう求める意見書について
- 日程63 議発第5号 普通交付税算定方法の見直しを求める意見書について

3. 出席議員は次のとおりである。（17名）

1番	山 川 直 保	2番	田 中 康 久
3番	森 喜 人	4番	田 代 はつ江
5番	兼 山 悌 孝	7番	鷲 見 馨
8番	山 田 忠 平	9番	村 瀬 弥治郎
10番	古 川 文 雄	11番	清 水 正 照
12番	上 田 謙 市	13番	武 藤 忠 樹
14番	尾 村 忠 雄	15番	渡 辺 友 三
16番	清 水 敏 夫	17番	美 谷 添 生
18番	田 中 和 幸		

4. 欠席議員は次のとおりである。（1名）

6番 野 田 龍 雄

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

市長	日置敏明	副市長	鈴木俊幸
教育長	青木修	市長公室長	田中義久
総務部長	服部正光	健康福祉部長	布田孝文
農林水産部長	野田秀幸	商工観光部長	蓑島由実
建設部長	武藤五郎	環境水道部長	木下好弘
教育次長	常平毅	会計管理者	山下正則
消防長	川島和美	郡上市民病院 事務局長	猪島敦
国保白鳥病院 事務局長	日置良一	郡上市 代表監査委員	齋藤仁司

6. 職務のため議場に参加した事務局職員の職氏名

議会事務局長	池場康晴	議会事務局 議会総務課長	丸井秀樹
議会事務局 議会総務課長 補佐	河合保隆		

◎開議の宣告

○議長（清水敏夫君） おはようございます。

議員の皆様には、2月28日開会以来、それぞれの御執務、御苦勞さまでございます。

いよいよ最終日を迎えることになりました。よろしく御審議いただきますようお願いをいたします。

ただいまの出席議員は、17名であります。定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。

本日の欠席議員は、6番 野田龍雄君であります。

本日の議事日程は、お手元に配付してありますので、お願いいたします。

(午前 9時30分)

◎会議録署名議員の指名

○議長（清水敏夫君） 日程1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第88条の規定により、会議録署名議員には、17番 美谷添生君、1番 山川直保君を指名いたします。

◎議案第4号から議案第25号までについて（委員長報告・質疑・採決）

○議長（清水敏夫君） 日程2、議案第4号 郡上市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例及び郡上市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例についてから、日程23、議案第25号 郡上市新型インフルエンザ等対策本部条例の制定についてまでの22議案を一括議題といたします。

ただいま一括議題としました22議案は、各常任委員会に審査を付託してあります。委員長より報告いただき、議案ごとに質疑、討論、採決をいたします。

それでは、各委員長より審査の経過と結果についての報告を求めます。

総務常任委員長、8番 山田忠平君。

○8番（山田忠平君） おはようございます。

それでは、総務常任委員会の報告をさせていただきます。

去る2月28日の平成25年第1回郡上市議会定例会において、審査を付託されました条例議案5件について、3月8日と11日に総務常任委員会を開催し審査を行いましたので、その経過と結果について報告をいたします。なお、経過につきましては、主な内容を報告いたします。

条例議案であります。

議案第4号 郡上市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例及び郡上市消

防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について。

市長公室長及び人事課長から、郡上市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例について、消防長から郡上市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について、それぞれ障害者自立支援法の一部改正がされたため、引用する法律名及び条項を改めるとの説明を受けました。

委員から、法律が改正される趣旨について質問があり、地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の制定を受けて、関係する複数の法律の改正となる新たな障害保健福祉施策を講ずるために、関係する法律を包含するものであり、障害者自立支援法の名称の変更もその一つであるとの説明がありました。

以上、審査の結果、本委員会としては、全会一致で原案のとおり可とすることに決定をいたしました。

議案第5号 郡上市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例について。

市長公室長及び人事課長から、地方自治法の一部改正に伴い、引用する条項等を改めるとの説明を受けました。

委員から、常任委員会等で参考人として出頭したときの旅費規定について質問があり、一般職職員に準じて支給しており、自宅から会議の場所までの距離に応じて車賃の額は、1キロメートル当たり37円を乗じた額を費用弁償として支給することとしている。日当の廃止に伴い、新たに参考人等に対する謝金の基準を設けて、1日につき2,000円を支給することとしているとの説明がありました。

以上、審査の結果、本委員会としては、全会一致で原案のとおり可とすることに決定をいたしました。

続きまして、議案第6号 郡上市移動通信用鉄塔施設設置条例の一部を改正する条例について。

市長公室長及び情報課課長補佐から、明宝小川地区の移動通信用無線基地局の整備に伴い、名称及び位置を規定するとの説明を受けました。

委員から、分担金及び使用料について質問があり、今回の事業は、過疎地域であるため過疎債を充当する。NTTドコモから総務省で定めている事業費に対して、315分の23の事業者分担金を徴収する。なお、当初1回だけであるが、事業費の105分の4の事業者使用料を求めるとの説明がありました。

不感地区の解消について質問があり、受益戸数に足りない八幡の野々倉奥在所と入間開笹、和良の東野小原の3カ所が残っており、事業者には、機会あるごとに解消に向けて対応していただくよう要望しているとの説明がありました。

以上、審査の結果、本委員会としては、全会一致で原案のとおり可とすることに決定をいたしま

した。

続きまして、議案第7号 郡上市公の施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について。

総務部長から、地区集会所3施設について、各地区会へ無償譲渡するため公の施設から削除するとの説明を受けました。

委員から、施設の建築年について質問があり、今回無償譲渡する集会所は、いずれも昭和60年建築であるとの説明がありました。

以上、審査の結果、本委員会としては、全会一致で原案のとおり可とすることに決定をいたしました。

続きまして、議案第8号 郡上市税条例の一部を改正する条例について。

総務部長から、地方税法の一部改正に伴い、郡上市税条例において、郡上市行政手続条例が適用除外となっている。申請に対する処分及び不利益処分について、理由付記を適用対象とするとの説明を受けました。

委員から、これまで適用除外となっていたことによる影響について質問があり、現在の規定の中では、督促状等を発送してから10日以内に完納されなければ、差し押さえできるとあり、督促状を発送した以後についても、催告という形で納税者へ周知しながら、理由を提示して進めていたので問題はなかったとの説明がありました。

以上、審査の結果、本委員会としては、全会一致で原案のとおり可とすることに決定をいたしました。

以上、委員会の経過と結果について報告をいたします。平成25年3月26日、郡上市議会議長 清水敏夫様。郡上市議会総務常任委員会委員長 山田忠平。

以上であります。ありがとうございました。

○議長（清水敏夫君） ありがとうございました。

続きまして、産業建設常任委員長、15番 渡辺友三君。

○15番（渡辺友三君） おはようございます。

それでは、建設産業常任委員会の報告をさせていただきます。

去る2月28日、平成25年第1回郡上市議会定例会において、審査を付託されました条例案件11件について、3月13日に建設産業常任委員会を開催し審査を行いましたので、その経過と結果について御報告申し上げます。なお、経過については、主な内容を報告いたします。

条例議案。

議案第9号 郡上市高鷲吠高原スポーツ広場の設置及び管理に関する条例の制定について。

商工観光部長から、芝生化工事施工とスポーツ合宿村構想の推進に伴い、より一層の施設の利活

用を図るため、体育施設としての位置づけから、商工観光部所管の施設とするため、本条例を制定するものであるとの説明を受けました。

審査の中で、委員から、スポーツ合宿村構想についての質問があり、サッカーやラグビーを中心としたスポーツの大会を誘致し、複合的なスポーツの振興を北部地域で図っていききたい。ホテル、民宿・旅館、ペンションなどの施設を利用しながら、スポーツ合宿を推進する計画であるとの説明がありました。

施設の指定管理について質問があり、平成26年4月から指定管理委託をする予定である。基本的には、指定管理料0円での委託を想定するが、グラウンドの管理等に費用がかかるため、使用料金は条例規定の範囲内で設定してもらう。予約の受付から送迎、宿の手配など指定管理者で行ってもらうが、これまでの経緯から指定管理者は、高鷲観光協会が最適と考えているとの説明がありました。

所管を教育委員会から商工観光部へ移すことについての質問があり、グラウンドを芝生化したことにより、教育委員会の一般的な施設と違う専門的な管理が必要となった。ひるがの高原など北部一帯を学生や社会人が使う合宿エリアとし、スポーツと観光を結びつけていこうとするのが主な目的である。市民でも使えるような減免規定もあるが、できる限りスポーツ振興から観光へと切りかえていききたいとの説明がありました。

施設の利用が地元の申し込みと重なったときの対応について質問があり、基本的には、さきに予約した順番であるが、地元の利用は奨励し、優遇したい思いもある。料金面において配慮していききたいとの説明がありました。

委員から、市民の子どもたちのスポーツの場を確保することも大事であり、指定管理の条項の中で優先するための文面を入れてほしいとの意見がありました。

また、中途半端では、地元の利用と重なったときに、もめる可能性もあり、合宿村構想の位置づけをしっかりとしていく必要がある。施設整備も計画的にやっていくことで、観光事業として売っていく意味も出てくるので、総合的に検討してほしいとの意見がありました。

以上、審査の結果、本委員会としては、全会一致で原案のとおり可とすることに決定しました。

議案第10号 郡上市市道の構造の技術的基準を定める条例の制定について。

建設部長から、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律による道路法の一部改正に伴い、国の基準を参酌するもののほか、市道の構造に対する独自基準5項目の技術的基準の整備を行うことについて説明を受けました。

審査の中で、委員から、1.5車線改良について質問があり、市町村道には3種5級という規格もあるが、沿線の宅地密集状況や地形的な要素もあり、コスト面で有利であることから、今回2車線改良と1.5車線改良を組み合わせた道路整備ができる規定を設けたとの説明がありました。

拡張改良要望に対して、その部分が既に1.5車線の規格に相当している場合は、これ以上改良しないのかとの質問があり、現場の交通量や安全性を考慮し、全体的な優先度により判断されるため、現状が1.5車線相当あるからといって改良しないわけではないとの説明がありました。

以上、審査の結果、本委員会としては、全会一致で原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第11号 郡上市市道に設ける案内標識等の寸法を定める条例の制定について。

建設部長から、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律による道路法の一部改正に伴い、市道に設ける案内標識の寸法を定める規定を整備するもので、従来、ローマ字の大きさについては、日本語の大きさの2分の1であったものを10分の7の大きさに拡大するものであるとの説明を受けました。

審査の中で、委員から、標識の中にはローマ字以外の文字の表示はないのかとの質問があり、道路標識では、日本語以外は、ローマ字のみであるとの説明がありました。

以上、審査の結果、本委員会としては、全会一致で原案のとおり可とすることに決定しました。

議案第12号 郡上市における高齢者、障害者等の移動等の円滑化のために必要な特定道路が満たすべき基準に関する条例の制定について。

建設部長から、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律による高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部改正に伴い、高齢者等の移動等の円滑化のために必要な市道の構造の基準を整備するものであるが、郡上市には、この特定道路はなく直接的には関係しないものの、他の条例と同じくその基準を定めるよう指導があり、今回条例制定するものとの説明を受けました。

審査の中で、委員から、今後特定道路として認定される見込みのある道路の有無と、その基準について質問があり、日常的に高齢者や障害者の方が多数利用する道路が認定の条件であり、郡上市においては、将来的に認定の可能性は低いとの説明がありました。

以上、審査の結果、本委員会としては、全会一致で原案のとおり可とすることに決定をいたしました。

議案第13号 郡上市都市公園条例の一部を改正する条例について。

建設部長から、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律による都市公園法の一部改正に伴い、従来の公園の設置及び管理についての基準であったものに、配置及び規模に関する基準と公園施設の設置に関する基準を新たに追加するものであるとの説明を受けました。

特段の質疑はなく、本委員会としては、全会一致で原案のとおり可とすることに決定をいたしました。

議案第14号 郡上市における高齢者、障害者等の移動等の円滑化のために必要な特定公園施設の設置の基準に関する条例の制定について。

建設部長から、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律による高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部改正に伴い、特定公園施設の設置基準を整備するものであるとの説明がありました。

審査の中で、委員から、既存の公園施設もこの基準による改修が必要であるかとの質問があり、今後改築を行う場合や新たに設置する場合が対象となるとの説明を受けました。

地域の自主性を高めるために権限が地方に委譲されたことにより、設置に当たっての事務的手続が不要になる等のメリットがあるのかとの質問があり、基本的には、現行の国の基準を参酌しており、今回の条例制定によりその基準が緩和されることはないとの説明がありました。

以上、審査の結果、本委員会としては、全会一致で原案のとおり可とすることに決定をいたしました。

議案第15号 郡上市市営住宅管理条例の一部を改正する条例について。

建設部長から、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律による公営住宅法の一部改正に伴い、市営住宅の入居者資格の規定に関し、高齢者、障害者及び子育て世帯などの裁量階層の入居資格となる収入月額の上限を21万4,000円から25万9,000円まで引き上げ、子育て世代の対象が小学校就学前までであったものを中学校卒業までとし、なおかつ妊産婦のみえる家庭も対象とした。また、白鳥の為真若年単身者住宅の入居資格の中で、対象年齢が35歳以下となっていたものを撤廃したとの説明を受けました。

特段の質疑はなく、本委員会としては、全会一致で原案のとおり可とすることに決定をいたしました。

議案第16号 郡上市市有住宅管理条例の一部を改正する条例について。

建設部長から、郡上市市営住宅管理条例との整合を図るため、市有住宅の入居者基準についてその一部を改正するものと、明宝大谷団地と白鳥住宅について、これまでの入居に関する基準が条例化されていなかったため、今回の改正にあわせて明文化するものとの説明を受けました。

審査の中で、委員から、市営住宅と市有住宅の違いについて質問があり、市営住宅は、国の補助事業によって建設したもので、公営住宅法の縛りがあるが、市有住宅は、以前、教職員住宅であったものや雇用促進住宅の払い下げを受けたものなど、公営住宅法の縛りがないものであるとの説明がありました。

教職員住宅から移行された例はあるが、最近教職員住宅が余り活用されていない状況があり、教育委員会との調整で住宅を有効に活用する方法はないかとの質問があり、教職員住宅の入居状況については、建設部では把握していないが、教育委員会と現状を把握しながら今後の課題として検討

するとの説明がありました。

以上、審査の結果、本委員会としては、全会一致で原案のとおり可とすることに決定をいたしました。

議案第17号 郡上市市営住宅等整備基準条例の制定について。

建設部長から、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律による公営住宅法の一部改正に伴い、市営住宅の整備基準を整備するものであり、国の基準を参酌するもののほか、独自基準として郡上市産材の利用に努めることを規定したとの説明を受けました。

審査の中で、委員から、市内の市営住宅の充足率について質問があり、入居状況は、600戸ある中で、34戸の空きがあるとの説明がありました。

今後、地域要望やニーズによって、市営住宅の建設はあり得るのかとの質問があり、充足率や要望に関する情報収集を行い検討しているが、今後の需要動向の判断は難しく、現在具体的な建設計画がないとの説明がありました。

市営住宅の耐震等の安全性に対する対応について質問があり、平成24・25年度で、公営住宅の長寿命化計画の策定を行っており、既に古い住宅については、政策空き家として退去後の入居募集は行っていない。鉄筋コンクリート造の物件は、以前に耐震の簡易点検を実施しており、計画ができた段階で具体的な方向を検討したいとの説明がありました。

以上、審査の結果、本委員会としては、全会一致で原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第18号 郡上市簡易水道等事業給水条例の一部を改正する条例について。

環境水道部長から、大和中央簡易水道施設及び高鷲南部簡易水道施設の認可変更申請に伴い、給水区域等を改めるものであるとの説明を受けました。

特段の質疑はなく、本委員会としては、全会一致で原案のとおり可とすることに決定をいたしました。

議案第19号 郡上市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について。

環境水道部長から郡上中央清掃センター、八幡埋立場及び大和埋立場の廃止に伴い、所定の規定を整備するものであるとの説明を受けました。

特段の質疑はなく、本委員会としては、全会一致で原案のとおり可とすることと決定をいたしました。

以上、委員会の経過と結果について御報告申し上げます。平成25年3月26日、郡上市議会議長 清水敏夫様。産業建設常任委員長 渡辺友三。

○議長（清水敏夫君） 御苦勞さまでした。

続きまして、文教民生常任委員長、9番 村瀬弥治郎君。

○9番（村瀬弥治郎君） おはようございます。

それでは、文教民生常任委員会の報告をさせていただきます。

2月28日の平成25年第1回郡上市議会定例会において、審査を付託されました条例議案6件について、3月12日に文教民生常任委員会を開催し審査を行いましたので、その経過と結果について報告いたします。なお、経過については、主な内容を報告いたします。

条例議案。

議案第20号 郡上市障害福祉サービス事業所の設置及び管理に関する条例及び郡上市障害者自立支援審査会の委員の定数等を定める条例の一部を改正する条例について。

健康福祉部長及び社会福祉課長から、障害者自立支援法の一部改正に伴い、引用する法律名を改正するものであるとの説明を受けました。

審査の中で、委員から、障害者自立支援法が廃止されるのかと質問があり、平成24年6月27日に障害者総合支援法が公布され、平成25年4月1日から施行される。法律の名称が改正されたとの説明がありました。

審査の結果、本委員会としては、全会一致で原案のとおり可とすることに決定をいたしました。

議案第21号 郡上市障害児通所支援施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について。

健康福祉部長及び社会福祉課長から、白鳥ことばの教室の移転に伴い、施設の位置を改正するものであるとの説明を受けました。

審査の中で、委員から、隣接する白鳥ふれあい創造館と地番が同じになるのかと質問があり、もともと区画の違うところに建設したとの説明がありました。また、委員から、建設地の公園の代替について質問があり、位置決定までにいろいろと協議を行った経緯があり、公園としての位置づけはなく、代替の話は出ていないとの説明がありました。

審査の結果、本委員会としては、全会一致で原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第22号 郡上市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の制定について。

議案第23号 郡上市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営等に係る基準に関する条例の制定について。

議案第24号 郡上市指定地域密着型介護老人福祉施設の指定に係る入所定員等に関する条例の制定について。

3議案は、関連するため一括議題として説明を求め、議案ごとに採決を行いました。

健康福祉部長及び高齢福祉課長、高齢福祉課主幹から、議案第22号と議案第23号は、地域の自主

性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律により、議案第24号は、介護サービス基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律により、介護保険法が一部改正され、指定地域密着型介護サービス事業所に係る人員、設備及び運営の基準、指定地域密着型介護予防サービス事業所のサービスに係る人員、設備及び運営等の基準、指定地域密着型介護老人福祉施設の入所定員等の規定を整備するとの説明を受けました。

また、1月21日から2月12日までパブリックコメントで市民からの意見を求めたが、1件もなかったとの説明がありました。

審査の中で、委員から、運営推進会議の開催についての質問があり、現在も2カ月に1回で開催しているが、内容は、報告や連絡事項などとなっている。サービス向上の趣旨からも開催は必要であるが、高齢福祉課による実地指導等や外部評価制度により施設内で公表されているため、回数を減らす方針であるとの説明がありました。

また、緊急時の拘束等について質問があり、虐待行為はできないことになっている。施設内で他人に危害を加えることがないように、家族に同意を得て手順を踏んで行うこととの説明がありました。

議案第22号については、本委員会としては、全会一致で原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第23号については、本委員会としては、全会一致で原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第24号については、本委員会としては、全会一致で原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第25号 郡上市新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について。

健康福祉部長及び健康課長から、新型インフルエンザ等対策特別措置法の制定に伴い、新型インフルエンザ等対策本部に関し、必要な事項を定めるとの説明を受けました。

審査の中で、委員から、対策本部は常設しているのかとの質問があり、国から新型インフルエンザ緊急事態宣言が発令された際に、対策本部を設置するとの説明がありました。

また、行動計画の策定について説明があり、平成21年3月の新型インフルエンザが流行した際に、暫定版の行動計画を策定している。国が行動計画を示したときに改めて整備することになるとの説明がありました。

審査の結果、本委員会としては、全会一致で原案のとおり可とすることに決定いたしました。

以上、委員会の経過と結果について報告いたします。平成25年3月26日、郡上市議会議長 清水敏夫様。郡上市議会文教民生常任委員長 村瀬弥治郎。

以上でございます。

○議長（清水敏夫君） ありがとうございます。

それでは、各議案につきまして、それぞれ質疑、討論、採決を行います。

議案第4号 郡上市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例及び郡上市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例についての質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（清水敏夫君） 質疑なしと認め、討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（清水敏夫君） 討論なしと認め、採決をいたします。

委員長の報告は原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（清水敏夫君） 異議なしと認めます。よって、議案第4号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第5号 郡上市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例についての質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（清水敏夫君） 質疑なしと認め、討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（清水敏夫君） 討論なしと認め、採決いたします。

委員長の報告は原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（清水敏夫君） 異議なしと認めます。よって、議案第5号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第6号 郡上市移動通信用鉄塔施設設置条例の一部を改正する条例についての質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（清水敏夫君） 質疑なしと認め、討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（清水敏夫君） 討論なしと認め、採決いたします。

委員長の報告は原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（清水敏夫君） 異議なしと認めます。よって、議案第6号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第7号 郡上市公の施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についての質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（清水敏夫君） 質疑なしと認め、討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（清水敏夫君） 討論なしと認め、採決いたします。

委員長の報告は原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（清水敏夫君） 異議なしと認めます。よって、議案第7号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第8号 郡上市税条例の一部を改正する条例についての質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（清水敏夫君） 質疑なしと認め、討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（清水敏夫君） 討論なしと認め、採決いたします。

委員長の報告は原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（清水敏夫君） 異議なしと認めます。よって、議案第8号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第9号 郡上市高鷲吹高原スポーツ広場の設置及び管理に関する条例の制定についての質疑を行います。

（挙手する者あり）

○議長（清水敏夫君） 12番 上田謙市君。

○12番（上田謙市君） 1点だけお尋ねをします。

このスポーツ広場を芝生化するという意図は十分わかっておりますし、観光施設として十分な利用が促進されればいいと思っております。合宿村ということになると、何日も何日もこのグラウンドを使用する団体、グループもあると思いますが、そうした中で、使用料が市民以外のところで規定をされております。Aグラウンドが3万円、Bが6,000円で、Cが2万円。合宿村ということで、

こちらへ合宿に来て何日も使用する人にとっては、この価格が、使用料が果たして適正なものであるかどうかということと、そして郡上市におけるそうしたスポーツ施設の料金と均衡がとれているかどうかということをお尋ねします。

○議長（清水敏夫君） 答弁を求めます。

産業建設委員長。

○15番（渡辺友三君） いろいろその辺も出ましたけれども、担当部のほうで御答弁をお願いいたします。

○議長（清水敏夫君） では、執行部、お願いいたします。

商工観光部長 蓑島由実君。

○商工観光部長（蓑島由実君） 使用料についてでございますが、今回のこの規定の中で、別表第2に使用料を規定しておりますが、この料金の設定に当たっては、このグラウンドの面積機能等を考慮し、またほかの市での芝生グラウンドのそうした使用料の例を参考にして決めさせていただいております。他市に比べて比較的安い設定をしております。

そして、特に芝生のグラウンドですので、一般の土のグラウンド、あるいはこっちの平地のグラウンドに比べて、なかなかあそこでの利用というのは、一般社会体育での利用というのはちょっと少ないこともございますが、芝生管理等もございますので、市民についても一定の料金を設定させていただいております。

それから、合宿で連泊をして使っていただくということになりますが、これまでの例ですと、大きなグラウンドでございまして、複数の団体が一緒に合同の利用をしてくれております。3面ございますし、また彼らも一緒に練習したり、あるいは練習試合をしたりというようなことで、複合的にそうした使用をやってくれておりますので、この料金でも連日の使用でも、十分にペイしていただけるものと思っております。

○議長（清水敏夫君） 12番 上田謙市君。

○12番（上田謙市君） 了解しました。

○議長（清水敏夫君） 質疑はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（清水敏夫君） 質疑なしと認め、討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（清水敏夫君） 討論なしと認め、採決いたします。

委員長の報告は原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（清水敏夫君） 異議なしと認めます。よって、議案第9号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第10号 郡上市市道の構造の技術的基準を定める条例の制定についての質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（清水敏夫君） 質疑なしと認め、討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（清水敏夫君） 討論なしと認め、採決いたします。

委員長の報告は原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（清水敏夫君） 異議なしと認めます。よって、議案第10号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第11号 郡上市市道に設ける案内標識等の寸法を定める条例の制定についての質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（清水敏夫君） 質疑なしと認め、討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（清水敏夫君） 討論なしと認め、採決いたします。

委員長の報告は原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（清水敏夫君） 異議なしと認めます。よって、議案第11号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第12号 郡上市における高齢者、障害者等の移動等の円滑化のために必要な特定道路が満たすべき基準に関する条例の制定についての質疑を行います。

（挙手する者あり）

○議長（清水敏夫君） 12番 上田謙市君。

○12番（上田謙市君） 1点お聞きします。

用水のふたにグレーチングが使っていることがありますが、以前、車椅子の方が、このわっかがはまらないように方向を変えたりというような工夫をしているというようなことを聞きましたけれども、そういったことで、グレーチングのふたについて、車椅子を利用する方、あるいはつえを利用する方にとって、安全な工夫がされているのかというようなことをお尋ねします。

○議長（清水敏夫君） 産業建設常任委員長。

○15番（渡辺友三君） 本条例と若干異なりますので、一般市道でもそのグレーチング等は設置されているというようなことをございますので、建設部長のほうからの御答弁をお願いいたします。

○議長（清水敏夫君） 建設部長 武藤五郎君。

○建設部長（武藤五郎君） 道の件ですけれども、今、上田議員がおっしゃられるとおり、基準で、ふたは幅の狭いのか広いのかいろいろあるんですけれども、そういったようなことで、極力細か目のグレーチングは入れるようにはしておりますけれども、ちょっとそれは単価的なこともございますけれども、そういったような話があったようなときなんかは、そういうときに取りかえたりしておりますし、通ってみてもらいますとわかると思いますけれども、駅前周辺の大きい側溝の辺でも、やっぱり歩く人が多いということで、ちょっと細か目のそういう製品を入れさせてもらっておりますけれども、ケース・バイ・ケースのところもございますけれども、そういうひょっとハイヒールが入ったりとか、そういう危険なところについては、やっぱりなるべく細かい目の製品を入れていきたいというふうに思っておりますし、入れてもきております。

以上です。

○議長（清水敏夫君） 12番 上田謙市君。

○12番（上田謙市君） 努力をいただいているということで安心しましたが、どうかそういう危険のないように、今後も、予算も余計かかるかもしれませんが、歩行者の安全・安心のために、ひとつ尽力をいただきたいと思います。

○議長（清水敏夫君） 質疑はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（清水敏夫君） 質疑なしと認め、討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（清水敏夫君） 討論なしと認め、採決いたします。

委員長の報告は原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（清水敏夫君） 異議なしと認めます。よって、議案第12号は原案のとおり可とすることに決いたしました。

議案第13号 郡上市都市公園条例の一部を改正する条例についての質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（清水敏夫君） 質疑なしと認め、討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（清水敏夫君） 討論なしと認め、採決いたします。

委員長の報告は原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（清水敏夫君） 異議なしと認めます。よって、議案第13号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第14号 郡上市における高齢者、障害者等の移動等の円滑化のために必要な特定公園施設の設置の基準に関する条例の制定についての質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（清水敏夫君） 質疑なしと認め、討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（清水敏夫君） 討論なしと認め、採決をいたします。

委員長の報告は原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（清水敏夫君） 異議なしと認めます。よって、議案第14号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第15号 郡上市市営住宅管理条例の一部を改正する条例についての質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（清水敏夫君） 質疑なしと認め、討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（清水敏夫君） 討論なしと認め、採決いたします。

委員長の報告は原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（清水敏夫君） 異議なしと認めます。よって、議案第15号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第16号 郡上市市有住宅管理条例の一部を改正する条例についての質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（清水敏夫君） 質疑なしと認め、討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（清水敏夫君） 討論なしと認め、採決いたします。

委員長の報告は原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(清水敏夫君) 異議なしと認めます。よって、議案第16号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第17号 郡上市市営住宅等整備基準条例の制定についての質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(清水敏夫君) 質疑なしと認め、討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(清水敏夫君) 討論なしと認め、採決いたします。

委員長の報告は原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(清水敏夫君) 異議なしと認めます。よって、議案第17号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第18号 郡上市簡易水道等事業給水条例の一部を改正する条例についての質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(清水敏夫君) 質疑なしと認め、討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(清水敏夫君) 討論なしと認め、採決いたします。

委員長の報告は原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(清水敏夫君) 異議なしと認めます。よって、議案第18号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第19号 郡上市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例についての質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(清水敏夫君) 質疑なしと認め、討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(清水敏夫君) 討論なしと認め、採決いたします。

委員長の報告は原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議あり

ませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(清水敏夫君) 異議なしと認めます。よって、議案第19号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第20号 郡上市障害福祉サービス事業所の設置及び管理に関する条例及び郡上市障害者自立支援審査会の委員の定数等を定める条例の一部を改正する条例についての質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(清水敏夫君) 質疑なしと認め、討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(清水敏夫君) 討論なしと認め、採決いたします。

委員長の報告は原案を可とするものであります。委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(清水敏夫君) 異議なしと認めます。よって、議案第20号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第21号 郡上市障害児通所支援施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についての質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(清水敏夫君) 質疑なしと認め、討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(清水敏夫君) 討論なしと認め、採決いたします。

委員長報告は原案を可とするものであります。委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(清水敏夫君) 異議なしと認めます。よって、議案第21号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第22号 郡上市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の制定についての質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(清水敏夫君) 質疑なしと認め、討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(清水敏夫君) 討論なしと認め、採決をいたします。

委員長の報告は原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(清水敏夫君) 異議なしと認めます。よって、議案第22号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第23号 郡上市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営等に係る基準に関する条例の制定についての質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(清水敏夫君) 質疑なしと認め、討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(清水敏夫君) 討論なしと認め、採決いたします。

委員長の報告は原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(清水敏夫君) 異議なしと認めます。よって、議案第23号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第24号 郡上市指定地域密着型介護老人福祉施設の指定に係る入所定員等に関する条例の制定についての質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(清水敏夫君) 質疑なしと認め、討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(清水敏夫君) 討論なしと認め、採決いたします。

委員長の報告は原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(清水敏夫君) 異議なしと認めます。よって、議案第24号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第25号 郡上市新型インフルエンザ等対策本部条例の制定についての質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(清水敏夫君) 質疑なしと認め、討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(清水敏夫君) 討論なしと認め、採決いたします。

委員長の報告は原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(清水敏夫君) 異議なしと認めます。よって、議案第25号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

◎議案第43号について(委員長報告・採決)

○議長(清水敏夫君) 日程24、議案第43号 平成25年度郡上市一般会計予算についてを議題といたします。

本件は、予算特別委員会に審査を付託してあります。

委員長より報告いただき、質疑、討論、採決をいたします。

それでは、予算特別委員長より、審査の結果についての報告を求めます。

予算特別委員長、17番 美谷添生君。

○17番(美谷添生君) それでは、予算特別委員会の報告をいたします。

2月28日開催の平成25年第1回郡上市議会定例会において、審査を付託されました議案第43号平成25年度郡上市一般会計予算について、3月4日に予算特別委員会を開催し、歳入について審査を行い、歳出については審査を分担するために郡上市議会会議規則第102条の規定による分科会を設置いたしました。3月5日、6日、7日にそれぞれの分科会で所管の歳出について審査を行い、3月21日に委員会を開催し、分科会からの報告を受け、分科会ごとに質疑を行った後、総括的な審査を行いましたので報告をいたします。

なお、全議員参加の委員会でありますので、詳細な報告は省略をいたし、結果のみ報告をいたします。

議案第43号 平成25年度郡上市一般会計予算について、本委員会としては、全会一致で可とすることに決定いたしました。

以上のとおり報告いたします。平成25年3月26日、郡上市議会議長 清水敏夫様。郡上市議会予算特別委員会委員長 美谷添生。

以上でございます。

○議長(清水敏夫君) ありがとうございます。

報告が終わりましたので、質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(清水敏夫君) 質疑なしと認め、討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（清水敏夫君） 討論なしと認め、採決をいたします。

委員長の報告は原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（清水敏夫君） 異議なしと認めます。よって、議案第43号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

ここで暫時休憩をいたします。再開を10時40分とさせていただきます。よろしく願いいたします。

（午前10時27分）

○議長（清水敏夫君） 会議を再開いたします。

（午前10時38分）

◎議案第44号から議案第65号までについて（委員長報告・質疑・採決）

○議長（清水敏夫君） 日程25、議案第44号 平成25年度郡上市国民健康保険特別会計予算についてから、日程46、議案第65号 平成25年度郡上市病院事業等会計予算についてまでの22議案を一括議題とします。

ただいま一括議題といたしました22議案は、各常任委員会に審査を付託してあります。

委員長より報告いただき、議案ごとに質疑、討論、採決をいたします。

それでは、各委員長より、審査の経過と結果についての報告を求めます。

総務常任委員長、8番 山田忠平君。

○8番（山田忠平君） そうしましたら、総務常任委員会の報告をさせていただきます。

去る2月28日の平成25年度第1回郡上市議会定例会において、審査を付託されました予算議案12件について、3月8日と11日、総務常任委員会を開催し、審査を行いましたので、その経過と結果について報告をいたします。

なお、経過につきましては、主な内容を報告いたします。

予算議案であります。議案第49号 平成25年度郡上市ケーブルテレビ事業特別会計予算について。

市長公室長から、歳入歳出の総額と内訳、事業概要の説明を受けました。

委員から、番組審議会の役割について質問があり、番組審議会の主な審議内容は、運営執行体制について、指定管理者制度への移行に関することや番組編成、さらに番組の制作等について審議している。審議会からスタジオのデザインとか、バックミュージックなどの意見もいただくこともあ

る。こうした視聴者の立場として意見をいただき、改善につなげている。また、テレビ放送の専門家にも入ってもらっているので、番組編成に係る専門的な意見もいただける。番組審議会の運営について、当面は、郡上市として責任を持っているが、番組のあり方など、郡上ネットでできる仕組みができれば、郡上市の関与は減らしていける可能性があるとの説明がありました。

また、指定管理者移行後の市の関与についての質問があり、条例・協定での決めごとがあり、議会での予算の審議や審議会で事業や運用の審議をしていただいた。そういった御意見は伝えていける。一方で、指定管理者制度のメリットを出すため、ある程度自由に行えることも必要との説明がありました。

今後の郡上ケーブルテレビとINGとの関係について質問があり、現在は、郡上ケーブルテレビの番組は、データ放送を含め、INGエリアでも放送していただいている。今回の会社設立は、INGには、郡上ネットに15%を出資いただいた。

今後は、INGに委託していた郡上トピックスや郡上市議会の収録・編集や自主放送番組の制作業務は、郡上ネットでもできるようになるため、郡上ネットとING間との調整も必要になってくるとの説明がありました。

八幡地域のINGや郡上ケーブルテレビに加入していないところへの郡上市の情報提供について質問があり、コミュニティ番組を豊かにすることによって価値を高めること。そのための広報が重要である。ただ、NTT西日本のフレッツ光の提供エリアが、八幡市街地を中心に伸びている。アンテナを立てたらテレビが見えるとなると、若い人たちがそちらに流れていくため、なかなか解決できる問題ではないとの説明がありました。

また、一般会計からの繰出金の扱いについて質問があり、ケーブルテレビ事業特別会計への繰入金については、必要な経費を除いた額を指定管理者から入ってくる金額とあわせて基金に積んでいく。指定管理者には、過去3年の平均収益の80%分として、5,600万円を施設所有者として市へ納入していただく。これからも引き続き特別会計を持っていくのか、あるいは一般会計に一本化するかということ、研究をさせていただきたい。繰り出しも繰り入れもなく、市と会社の関係で情報管理費を一元化させていけないか、研究していきたいとの説明がありました。

また、今後のシステム更新についての質問があり、更新期が平成35年ごろに来る見込みで、35億円程度を投入して情報通信基盤を更新してやっていくと試算しており、毎年1億円以上積み上げても15億円に達しないが、計画的に積み立てる努力をしていかなければならないとの説明がありました。

審査の結果、本委員会としては、全会一致で原案のとおり可とすることに決定をいたしました。

続きまして、議案第50号 平成25年度郡上市駐車場事業特別会計予算について。

総務部長から歳入歳出の総額と内訳の説明を受けました。

委員から、愛宕駐車場雑入について質問があり、踊り運営委員会が、八幡小学校や八幡中学校も含めて全体で計算しており、ガードマンやグラウンド修繕料などの必要経費を引いた収益分のうち、按分による愛宕公園分は、駐車場事業会計へ入れているとの説明がありました。

審査の結果、本委員会としては、全会一致で原案のとおり可とすることに決定をいたしました。

続きまして、議案第53号 平成25年度郡上市鉄道経営対策事業基金特別会計予算について。

市長公室長から、歳入歳出の総額と内訳、事業概要の説明を受けました。

委員から、長良川鉄道経営対策負担金についての質問があり、長良川鉄道の損失補填に充てるものであるとの説明がありました。

また、長良川鉄道の経営状況について質問があり、通学定期の収入については、人口減などから、前年度対比98%となっている。通勤定期も沿線商工会へ営業活動を行っているが、89.7%と減ってきている。一方、定期外収入については、企画列車や大学連携プロジェクト、市の実施した鉄コンなどを実施し、前年度対比102.4%とふえている。

全体の乗客数は、平成16年の113万人から平成23年で77万人と、30%ほど減っており、今後も人口の減少や自動車利用により厳しい状況にあるが、給与の見直しを行い、人件費で前年度対比95.7%、動力費で98.1%となっていることから、損失金額は、前年度対比96.2%と、赤字額は減っているとの説明がありました。

また、S Lの導入について質問があり、機関車やS Lを走らせることは、レールの強度不足で難しいため、今後の車両更新で観光的要素を加えた車両の導入を検討しているとの説明がありました。

設備の安全点検について質問があり、ハード面は、近代化整備事業で、維持管理は県の補助金を受けて計画的に優先順位を決めて行っている。中央高速道路の笹子トンネルの問題があったときには、すぐに長良川鉄道のトンネル点検を行い、国・県の助成金を受け、沿線市町の財政支援が得られる中で、最大限安全のためのレール更新や枕木のコンクリート化を行っているが、来年で北濃駅まで全線開通80年となり、総点検の結果では、もう少し抜本的に対策が必要になることもあるかもしれない。そうなると、県や沿線市町の助成という問題についても、改めて検討していかなければならない局面が出てくるとの説明がありました。

また、専門家を社長にした抜本的変革について質問があり、現在、郡上市長が社長を兼務しているため無報酬であるが、外部からの人材を持ってくると、二、三千万円ほどの収入を上げていかなければならないため、経費と得られる収入の問題を検討していきたい。全国的に見ても、一時期は話題を呼ぶが、そんなには続かないものである。いずれは、外部の知恵や経営力をお願いするということもあるかもしれないが、当面は、観光面で沿線市町の観光振興と長良川鉄道の利用を結びつけていかなければならないとの説明がありました。

審査の結果、本委員会としては、全会一致で原案のとおり可とすることに決定をいたしました。

続きまして、議案第55号 平成25年度郡上市大和財産区特別会計予算について。

大和振興課長から、歳入歳出の総額と内訳の説明を受けました。

造林事業に対する負担金の割合についての質問があり、大和財産区は全て森林組合に委託しており、森林組合としては、間伐補助金として6割程度の補助金を見込んでいる。場所によって作業員数などが違うことから、負担金に差があるとの説明がありました。

審査の結果、本委員会としては、全会一致で原案のとおり可とすることに決定をいたしました。

続きまして、議案第56号 平成25年度郡上市白鳥財産区特別会計予算について。

白鳥振興課長から、歳入歳出の総額と内訳の説明を受けました。

委員から、造林推進協議会総会への経費についての質問があり、岐阜県水源林造林推進協議会には、分収造林を行う事業体などが加入し、予算の確保などを行っており、岐阜県の会長は郡上市長である。出席者数の違いは、各管理会の都合によるもので、造林事業にかかる負担金は、均等割と事業費割によるとの説明がありました。

審査の結果、本委員会としては、全会一致で原案のとおり可とすることに決定をいたしました。

続きまして、議案第57号 平成25年度郡上市牛道財産区特別会計予算について。

白鳥振興課長から、歳入歳出の総額と内訳の説明を受けました。

特段の質疑はなく、本委員会としては全会一致で原案のとおり可とすることに決定をいたしました。

続きまして、議案第58号 平成25年度郡上市北濃財産区特別会計予算について。

白鳥振興課長から、歳入歳出の総額と内訳の説明を受けました。

委員から、造林事業にかかわる事業主体と森林組合の関係について質問があり、事業主体が財産区で委託先に森林組合という場合と、財産区と森林組合と森林総合研究所の間で三者による長期受委託契約を行い、事業主体が森林組合という場合もあるとの説明がありました。

また、財産区を地縁団体に譲渡するメリットについて質問があり、本来は自治会の財産であったが、自治会では登記できなかったため財産区をつくった経緯があり、本来の姿に戻してほしいという要望によるものである。合併前に町村有林であったものを、合併時に新しい自治体の公有財産とせず、旧の町村の公益のため財産区で別財産として持ったところが、分割して地縁団体に譲渡するというものではない。財産区としての管理から地元の管理に制度が変更するもので、メリット・デメリットはいろいろあると思われるとの説明がありました。

郡上市財産区管理会に関する条例第8条について質問があり、財産区とは、特別地方公共団体であり、一定の独立性がある。最終的には議決するのは市議会であるが、市長が決算や条例の改廃を市議会へ提出するときには、財産区管理会に事前に同意を得るものとしているとの説明がありました。

審査の結果、本委員会としては、全会一致で原案のとおり可とすることに決定をいたしました。
続きまして、議案第59号 平成25年度郡上市石徹白財産区特別会計予算について。

白鳥振興課長から、歳入歳出の総額と内訳の説明を受けました。

委員から、造林事業における受託事業収入と委託料の差について質問があり、森林総合研究所から財産区へ入ってくる金額から賃金や工事請負費、原材料費、備品購入費など委託料以外に充当しているためであるとの説明がありました。

審査の結果、本委員会としては、全会一致で原案のとおり可とすることに決定をいたしました。
続きまして、議案第60号 平成25年度郡上市高鷲財産区特別会計予算について。

高鷲振興課長から、歳入歳出の総額と内訳の説明を受けました。

委員から、一般管理事務経費における需用費について質問があり、森林組合との契約に係る消耗品が主であるとの説明がありました。

流通支援助成金について質問があり、木材を工場などへ搬出して流通させるための移動経費について一定額を補助するものであり、県の基金を利用した事業で、前期分としては平成23年度で終了しており、新年度にはないと思われるとの説明がありました。

審査の結果、本委員会としては、全会一致で原案のとおり可とすることに決定をいたしました。
続きまして、議案第61号 平成25年度郡上市下川財産区特別会計予算について。

美並振興事務所長から、歳入歳出の総額と内訳の説明を受けました。

委員から、森林組合が事業主体のときの負担金について質問があり、森林組合と下川財産区の二者で契約しており、旧来から森林組合が責任を持って施業するという約束の中で行われている。民有林と一緒に施業すると安くすむということなどから、負担金なしでできることもある。過去には精算で負担金が出たこともあるが、現時点での森林組合からの見積もりでは、負担金がゼロであるとの説明がありました。

審査の結果、本委員会としては、全会一致で原案のとおり可とすることに決定をいたしました。
続きまして、議案第62号 平成25年度郡上市明宝財産区特別会計予算について。

明宝振興事務所長から、歳入歳出の総額と内訳の説明を受けました。

委員から、財政調整基金積立金について質問があり、平成24年度3月補正で積み立てを行った。平成25年度当初予算では、1,000円を計上しているが、状況を見ながら補正で対応したいとの説明がありました。

また、繰出金の林道維持管理業務と区域内林道維持管理業務について質問があり、区域内林道維持管理業務は、財産区管理区域内の林道に対する維持管理費で、繰出金の林道維持管理業務は、各林地へ行くまでの公共的な林道の維持管理費であるとの説明がありました。

審査の結果、本委員会としては、全会一致で原案のとおり可とすることに決定をいたしました。

続きまして、議案第63号 平成25年度郡上市和良財産区特別会計予算について。

和良振興事務所長から、歳入歳出の総額と内訳の説明を受けました。

委員から、先進地視察研修について質問があり、一泊の日程で公用車を利用して、近隣の県の財産区を視察しているとの説明がありました。

審査の結果、本委員会としては、全会一致で原案のとおり可とすることに決定をいたしました。

以上、委員会の経過と結果について報告をいたします。平成25年3月26日、郡上市議会議長 清水敏夫様。郡上市議会総務常任委員会委員長 山田忠平。

以上であります。ありがとうございました。

○議長（清水敏夫君） 御苦労さまでした。

続きまして、産業建設常任委員長、15番 渡辺友三君。

○15番（渡辺友三君） それでは、産業建設常任委員会の御報告を申し上げます。

2月28日、平成25年第1回郡上市議会定例会において審査を付託されました、予算議案4件について、3月13日に産業建設常任委員会を開催し審査を行いましたので、その経過と結果について報告いたします。なお、経過につきましては、主な内容を報告いたします。

予算議案。

議案第45号 平成25年度郡上市簡易水道事業特別会計予算について。

環境水道部長及び水道総務課長から歳入歳出の総額と内訳について説明を受けました。

審査の中で、委員から、八幡南部統合について、変更認可書作成業務に要する経費及び計画についての質問があり、経費は905万1,000円を予定している。高畑・那比・相生・千虎・下吉野簡易水道を統合する計画で、基本的には現在ある施設を活用しながら統合し、水源水量の問題や耐震化による増補改良も視野に入れ、変更認可の中で検討していくとの説明がありました。

消火栓負担金について質問があり、高鷲北部統合事業で10基を予定しているとの説明がありました。

以上、審査の結果、本委員会としては、全会一致で原案のとおり可とすることに決定をいたしました。

議案第46号 平成25年度郡上市下水道事業特別会計予算について。

環境水道部長及び水道総務課長から歳入歳出の総額と内訳について説明を受けました。

審査の中で、委員から、八幡地区の公共下水道の接続状況について質問があり、公共エリアでは66.28%、特環エリアでは51.58%の接続率となっている。農業集落排水エリアより公共特環エリアの接続率が低いため、公共特環エリアの接続率の低い地区を中心に、広報やケーブルテレビを活用しながら、さらなる接続PRを行っていききたいとの説明がありました。

下水道事業完了による職員の減員計画について質問があり、事業は完了するが、35施設の維持管

理、料金徴収、総務管理等で職員は必要である。しかし、職員削減計画による減員分は下水道職員において減員しているのが現状であるとの説明がありました。

美並、明宝、和良地域が人数制から従量制に移行するが、下水道使用料の増減見込みについて質問があり、山水等の使用世帯が多く、量水器を設置しなければわからないのが現状であるが、平均使用水量で算出した場合、1人から3人世帯は減収、4人世帯以上は増収という概算となっているとの説明がありました。

浄化槽事業の完了予定について質問があり、集合事業完了後、5年を経過する平成30年ごろをめどに終了できないかと考えているが、維持管理の状況等を勘案しながら検討したいとの説明がありました。

以上、審査の結果、本委員会としては、全会一致で原案のとおり可とすることに決定をいたしました。

議案第51号 平成25年度郡上市宅地開発特別会計予算について。

建設部長から歳入歳出の総額と内訳について説明を受けました。

審査の中で、委員から、早期に完売するために販売単価を下げるなどの意見もあるが、その判断方法について質問があり、平成25年度が借入金償還の最終年度で、販売開始から10年が経過した区切りの年でもあり、その方法を検討する時期に来ていると思う。また特別会計として存続するのではなく、市の財産として処理することも含め検討していきたいとの説明がありました。

販売方法について、不動産関係者等に依頼しているが、その状況について質問があり、平成24年度から市内の不動産関係の8業者と協定を結び、販売促進に協力をいただいているが、市には、現在までに現地案内が1件、電話による問い合わせが1件あったが、販売には至っていない。平成25年度についても業者との協定は継続してお願いする予定であるとの説明がありました。

販売単価について、建設当時の土地評価と現在の評価は違うので、そこから単価の調整をする方法もあるのではとの質問があり、建設当時の単価は鑑定結果をもとに決定しているが、現時点での評価は実施していないので、その差は把握していないとの説明がありました。

以上、審査の結果、本委員会としては、全会一致で原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第64号 平成25年度郡上市水道事業会計予算について。

環境水道部長及び水道総務課長から歳入歳出の総額と内訳について説明を受けました。

審査の中で、委員から、量水器の交換時期の基準について質問があり、計量法により8年と定められており、設置から8年目に交換しているとの説明がありました。

接続率について質問があり、平成24年3月末で上水道全体で90.33%となっているとの説明がありました。

以上、審査の結果、本委員会としては、全会一致で原案のとおり可とすることに決定をいたしました。

以上、委員会の経過と結果について報告をいたします。平成25年3月26日、郡上市議会議長 清水敏夫様。郡上市議会産業建設常任委員会委員長 渡辺友三。

○議長（清水敏夫君） 御苦労さまでした。

続きまして、文教民生常任委員長、9番 村瀬弥治郎君。

○9番（村瀬弥治郎君） それでは、文教民生常任委員会の報告をさせていただきます。

2月28日の平成25年第1回郡上市議会定例会において審査を付託されました、予算議案6件について、3月12日に文教民生常任委員会を開催し審査を行いましたので、その経過と結果について報告いたします。なお、経過については、主な内容を報告いたします。

予算議案。

議案第44号 平成25年度郡上市国民健康保険特別会計予算について。

健康福祉部長及び保険年金課長から、歳入歳出予算の総額と内訳について説明を受けました。

審査の中で、委員から、医療費の伸びについて質問があり、平成24年度決算額を32億円程度と見込んでいる。医療費は1.4%の伸びとなっている。予算では、4.7%の伸びを計上しているが、平成25年度も本年度並みの決算でおさまることを願っているとの説明がありました。特定健診受診見込み5,200人の割合について質問があり、対象者が8,451人のため61%程度となるが、29年度の最終目標として65%とするとの説明がありました。

直営診療施設勘定。

健康福祉部長及び地域医療センター事務長から、歳入歳出予算の総額と内訳について説明を受けました。

審査の中で、委員から、高鷲診療所のレントゲン機器の改修について質問があり、5年ほど前にランプを交換したが、今回は耐用年数の10年が経過した本体の改修であるとの説明がありました。コホート研究について質問があり、自治医大が全国的に実施しているもので、健診受診者に了解の上、血液検査・心電図等の検査データにより生活習慣病を起因とする心筋梗塞等の発症を調査し、その結果を地域の健康づくり等に役立てる事業であるとの説明がありました。

審査の結果、本委員会としては、全会一致で原案のとおり可とすることに決定いたしました。

続きまして、議案第47号 平成25年度郡上市介護保険特別会計予算について。

健康福祉部長及び高齢福祉課長から、歳入歳出予算の総額と内訳について説明を受けました。

審査の中で、委員から、介護認定調査経費について質問があり、認定調査員は7名で、日々雇用職員であり、常勤換算4.05人分から4.54人分に増員しているとの説明がありました。要介護認定者数と認定調査について質問があり、認定者数は平成25年2月末現在2,330名で、平成25年度末で

4.7%増の2,440名を見込んでいる。認定調査数は直営で2,112件、委託で1,235件の合計3,347件であるとの説明がありました。

委員から、居宅介護サービス計画給付費の減額について質問があり、平成23年度に対し、平成24年度は、大幅増の1万4,076件と見込んだ。実際はそこまで伸びなかったため、平成25年度は1万2,285件と見込んだため、結果的に減額になったとの説明がありました。また、居宅介護サービス給付費の増額について質問があり、給付費は全体的に増加しているとの説明がありました。

審査の結果、本委員会としては、全会一致で原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第48号 平成25年度郡上市介護サービス事業特別会計予算について。

健康福祉部長、白鳥病院事務局長、郡上偕楽園長及び地域医療センター事務長から歳入歳出予算の総額と内容について説明を受けました。

審査の中で、委員から、郡上偕楽園の個浴槽整備について質問があり、本館には、18年程度経過したオンラインバスとリフトバスを廃止し、個浴槽の大小3槽と一般浴室にストレッチャー型のリフトバスを設置し、新館には個浴槽の大小2槽を設置する予定である。対象者の状況では、約8割が個浴槽で対応が可能で、残り2割はストレッチャー型のリフトバスで対応する予定であると説明がありました。

委員から、教養慰安費について質問があり、昨年度までの誕生会の花を手づくりの物に代替することで廃止した。特養の旅行は、引率者が多く必要であるとの説明がありました。

審査の結果、本委員会としては、全会一致で原案のとおり可とすることに決定をいたしました。

議案第52号 平成25年度郡上市青少年育英奨学資金貸付特別会計予算について。

教育次長から歳入歳出予算の総額と内訳について説明を受けました。

特段の質疑はなく、本委員会としては全会一致で原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第54号 平成25年度郡上市後期高齢者医療特別会計予算について。

健康福祉部長及び保険年金課長から、歳入歳出予算の総額と内容について説明を受けました。

特段の質疑はなく、本委員会としては全会一致で原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第65号 平成25年度郡上市病院事業等会計予算について。

郡上市市民病院事務局長と国保白鳥病院事務局長から、両病院における業務予定量、収益的収支、資本的収支等の予算について説明を受けました。

審査の中で、委員から、不用品売却収益のレントゲン廃フィルムについて質問があり、撮影したレントゲンフィルムには銀が含まれていることから、保存期間が経過したものを専門の廃棄物処理業者に売却するとの説明がありました。売店の設置料について質問があり、郡上市行政財産の目的外使用に係る使用料徴収条例に沿った形としている。設置料は、占有面積と建物の評価額をもとに算定しているため、施設ごとに設置料が違っている。設置者は、身障者や母子の団体等を優先して

いるとの説明がありました。現在の乳房用X線診断装置について質問があり、撮影してから現像し、そのフィルムを見ながら診察している。非常に時間や手間がかかっているとの説明がありました。

委員から、国保白鳥病院への医師・助産師の派遣について質問があり、市民病院から婦人科診療に医師・助産師と外科に、週1回の医師の派遣を依頼している。助産師は、婦人科の診察介助や子宮がん検診の介助を行ってもらっている。医療センターから週1回の石徹白診療所への外来診察と集団健診時の診察を依頼しているとの説明がありました。また、医師住宅の状況について質問があり、市民病院には、3カ所の医師住宅があり、19戸のうち13戸が使用中で、家賃は1万2,000円から3万円である。国保白鳥病院は、民間のマンション3戸を医師住宅として利用している。月に2万円を医師より使用料として徴収しているとの説明がありました。

委員から、医師不足の対策について質問があり、市民病院は岐阜大学に派遣を依頼している。少なくとも18名の医師が必要と考えている。現在15名勤務されており、3名程度不足しているとの説明がありました。

審査の結果、本委員会としては、全会一致で原案のとおり可とすることに決定をいたしました。

以上、委員会の経過と結果について報告をいたします。平成25年3月26日、郡上市議会議長 清水敏夫様。郡上市議会文教民生常任委員会委員長 村瀬弥治郎。

以上でございます。

○議長（清水敏夫君） ありがとうございます。

それでは、各議案につきまして、それぞれ質疑、討論、採決を行います。

議案第44号 平成25年度郡上市国民健康保険特別会計予算についての質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（清水敏夫君） 質疑なしと認め、討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（清水敏夫君） 討論なしと認め、採決いたします。

委員長の報告は原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（清水敏夫君） 異議なしと認めます。よって、議案第44号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第45号 平成25年度郡上市簡易水道事業特別会計予算についての質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（清水敏夫君） 質疑なしと認め、討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（清水敏夫君） 討論なしと認め、採決いたします。

委員長の報告は原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（清水敏夫君） 異議なしと認めます。よって、議案第45号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第46号 平成25年度郡上市下水道事業特別会計予算についての質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（清水敏夫君） 質疑なしと認め、討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（清水敏夫君） 討論なしと認め、採決をいたします。

委員長の報告は原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（清水敏夫君） 異議なしと認めます。よって、議案第46号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第47号 平成25年度郡上市介護保険特別会計予算についての質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（清水敏夫君） 質疑なしと認め、討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（清水敏夫君） 討論なしと認め、採決いたします。

委員長の報告は原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（清水敏夫君） 異議なしと認めます。よって、議案第47号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第48号 平成25年度郡上市介護サービス事業特別会計予算についての質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（清水敏夫君） 質疑なしと認め、討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（清水敏夫君） 討論なしと認め、採決いたします。

委員長の報告は原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

ませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(清水敏夫君) 異議なしと認めます。よって、議案第48号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第49号 平成25年度郡上市ケーブルテレビ事業特別会計予算についての質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(清水敏夫君) 質疑なしと認め、討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(清水敏夫君) 討論なしと認め、採決いたします。

委員長の報告は原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(清水敏夫君) 異議なしと認めます。よって、議案第49号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第50号 平成25年度郡上市駐車場事業特別会計予算についての質疑を行います。

(挙手する者あり)

○議長(清水敏夫君) 1番 山川直保君。

○1番(山川直保君) 3点、お伺いをいたします。

この駐車場事業特別会計におきましては、収入が387万円、支出もそうなんですけれども、特別会計といたしましては、収支が合っている予算であると思います。繰出金も一般会計へ60万7,000円と繰り出しもしているところであります。

その中で質問をいたします。

まず1点目といたしまして、この駐車場の修繕費、その予算の中に何を盛り込まれているかというを確認をいたしたいのでありますが、まず例えば愛宕駐車場の修繕に関して、そのこの駐車場ですけれども、上のこの料金の機械がもう数年も前から傷んだまんまだということで、将来どういう形でそれを使っていくのか。廃止するのかということですね。直すということと。

そして、その上に屋根にほろがかかってシートがぴーんと張ってあるのがありますけれども、御存知だと思いますが、茶色いものだと思いますけれども、両方ともびりびりに破れていまして、この間も教育フォーラムのときに僕は駐車場係をしとっていたら、観光客の人がそれに無料で駐車場に置いて、マップにも載っておりますからあそこにとめられますよね。あそこへ来られて行くときでも、非常にみつともない。そういうのを見ると、この郡上市にはどういう感覚なんかなというか、例えば玄関に行ったら、よそのほうへ行ったら靴がばらばらというような状態をどういうふうに思

われるかというそういったことがあるので、あそこをシートなりと修繕されるように、そういう予算を盛り込まれているかが1点目です。

2点目といたしまして、特にこの予算について、駐車場の除雪経費並びに清掃費、そしてあと、事故があった場合の保険料とか、それは予算に組み込まれてあるのか。義務費なのに組み込まれてあるのかをお聞きいたしたいと思います。

3点目に、どこでもそうなんですけれども、市営駐車場がありますが、特にまちなかにあります駐車場につきましては、非常に便利もいいことから、観光客等もとめられると思うんですけれども、料金体系といたしまして、よくどこの観光地とか行きますとも、近ければ近いほど民間の駐車場でも100円なりと50円なりと高いということで、遠ければ遠いほど安いということもございます。そのあたり民間との関係もあると思いますけれども、これが損益がなっているんでいいんですけれども、そのあたり差をつけられることも今後考えられるか。

以上、3点についてお伺いをいたします。

○議長（清水敏夫君） 答弁を求めます。

まず、総務常任委員長。

○8番（山田忠平君） 開閉器でありますけれども、今の段階で、我々が感じたことで、故障しているんでなしに、上げっぱなしのときと、それから使用するとき等の区別をしている状況であります。

それと、上のシートについては、確かに破れておりますので、これは全体的な修繕が必要だと思いますので、ぜひ早急に今、提言をいただきましたように取り組んでいきたいと思っております。

また、除雪の関係ですけれども、この特別会計の全体の経費の中のことにつきましては、下記の部分を扱っていると思いますので、そう理解をいたしておりますが、料金等を含めて担当部のほうから、細かい説明をお願いいたします。

○議長（清水敏夫君） それでは、担当部長、総務部長 服部正光君。

○総務部長（服部正光君） 済みません。修繕費の関係でございますが、今年度は、特に見込んでいるのは、今言われましたように、ゲートシステムが11年ほど経過しているということで、非常に古いということもございます。そこで、非常に料金の払い戻し、おつり等が出にくくなるような故障がございますので、まず通常のこのゲートシステムの修繕と、それともう一点、愛宕駐車場の精算機、これに対する修繕を行っていききたいと。

それで、議員が言われるように、今課題としては、このシステムは、今もうかなりの年数が過ぎているという中で、これが新しいシステムを入れますと、かなりの経費が要するという中で、やはり私たちの今後の今課題として、この特別会計の中でやっていけるのかどうかというこの精算収入と支出の関係がございますので、これを今課題として捉えて、今後検討していく予定してございます。

それと、除雪の関係でございますが、除雪においては8日間ほど、両方、愛宕と、日吉のほうも

8日間でございます。そこで、保険については、通常の除雪と同じく、除雪で事故が起きた場合には、その業者の方が保険を掛けているというような状況でございますので、よろしくお願ひしたいと。

また、料金においては、そのゲートを新しく入れて、どういう収入と支出になるかということをお考えながら、今後検討していきたいということでございます。

○議長（清水敏夫君） 総務部長、清掃費は。

総務部長 服部正光君。

○総務部長（服部正光君） 特に清掃費等においては、管理委託という中で、そういう靴とか、そういうものがあつた場合には、取り除かせるようにしますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

（挙手する者あり）

○議長（清水敏夫君） 1番 山川直保君。

○1番（山川直保君） 再質問いたします。

除雪につきましては、これ大体メーターでこう見て、業者の方が大体道を来たついでに入つたりすると、そのタスクメーターが変わると思ふんですけれども、そういう点、どういふ見積りの仕方でやられているのか。その一般会計のほうから出してしているのではないかということを確認しておきたいことと。そして、あのゲートは、完全に故障していると僕は聞いておつたので、そのあたりをはつきりお答えいただきたいということと。

それと、今、お答えをいただきました、こうしたバランスのとれた収支の特別会計で、料金収入ですから、当初から特別会計という扱ひをされたのでしようけれども、こういったものは、一般会計に持つてくるか、もしくは、収入がしっかりとバランスがとれているんですから、もっとより使つていただく観光客の方々へのサービスといたして、逆に指定管理とかで持つてて、逆指定管理じゃないですけれども、どこかに委託をかけて、そして看板、地図もマップももうぼろぼろで、どこへ歩いていきやええんや、まちなかがどう行きやええんかが、そこも横もわかりませんぐらい悪いんですね。この予算の中のマップ、何かありましたね。地図とか何とかというところもあつたんですけれども、予算にもありましたね。役務費かなんかの中にもありましたので、そこででもしっかりとつくつてもらいたいと思ひますし、そのあたりをお聞きしたいです。

○議長（清水敏夫君） 総務部長 服部正光君。

○総務部長（服部正光君） ゲートについては、昨年9月以降、10月ごろからだと思ふんですけれども、壊れて故障してございました。それ以来、上げておつたという状況でございます。そのため、今回この修繕費においては、愛宕公園、愛宕駐車場ということで修繕をしていくということでございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

また、今の管理の問題については、これにつきましては、いろいろ今御意見をいただきましたの

で、その辺を検討していきたいと思います。

(挙手する者あり)

○議長(清水敏夫君) 1番 山川直保君。

○1番(山川直保君) 再々質問で終わりますが、質問というよりも、こうしたほうがいいんじゃないかということを申し上げたいと思います。

これは、たしか決算委員会のときに、私自身も本当に4年間わかりませんでしたので、たしか美谷添委員が決算のときに、この中学校とかあちらのほうへ駐車場を、盆踊りのときとかバスを回したりして、そしてその駐車場を運営委員会がやっている。それについての決算とか監査する仕組みがしっかりあるとか、そしてこちらへもうかったもので入れていただくお金、百何万円というものが正確かどうかということを決算委員会のときに言われたことを覚えているんですけども、こういう形で、そういう仕組みがこの庁内の中でもあって、そうした市が直営で雇わなくてもやっていただける、サービスをしていただけるようなもう盆踊りと一緒にされる仕組みがあるのであれば、そのあたりをしっかりと精査して、そういう方々に駐車場をお任せしていくということで、もしも人件費の安い方がゲートのところに、普通有償、有料でとる場合は、立てば、そのシステム、多分あのシステムは古いものを新しいものにする、多分この九十何万円の修繕料なんかでは多分いかなないと僕は思うんです。新しいシステムは数千万円かかると思うんですね。

そのことぐらいなら、人が立ったほうがいい場合も、安全のためにもですよ、あそこ。そのこともまた将来考えられると思うんですよ。ですから、この会計自体の見直しをされてはどうかということをお願いしておきますが、御意見がありましたら、お願いします。

○議長(清水敏夫君) 答弁ありますか。

副市長 鈴木俊幸君。

○副市長(鈴木俊幸君) 御指摘のように、日吉駐車場と愛宕駐車場の大きな違いは、愛宕駐車場におきましては、職員の駐車場として使っている部分があるわけです。

ですから、このところの部分、いわゆる本当に完全な機械化してやった場合に、職員の特殊なカードが要るとか、あるいは当然図書館とか行事的なときにも無料開放するというような関係がございまして、これがいわゆる日吉のような完全委託のような形でできないわけですね。

日吉駐車場につきましては、産業振興公社にお願いしまして、あそこの売り上げの中から必要経費を引いて、その部分の一部を納めていただくというような形がとれるわけですが、確かに今の機械が壊れて、特に壊れたというよりも、エラーが出るものですから、どうしてもそのたびに職員が飛んで行かなければならないということで、やむを得ず上げたり下げたりしているんですけども、今後については、どういう形が最もベターなんだろうかということは、数回ぐらいやっているわけですが、職員駐車場、あるいは一方では、まるきり上げっぱなしにしたときに、

いわゆるどこか占拠されてしまうような形もあってはいけませんので、あの機械を含めて検討してみたいと思っておりますので、現在の段階では、予算で直してやれるんかというようなことで計算しておりますので、お願いいたします。

○議長（清水敏夫君） 質疑ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（清水敏夫君） 質疑なしと認め、討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（清水敏夫君） 討論なしと認め、採決をいたします。

委員長の報告は原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（清水敏夫君） 異議なしと認めます。よって、議案第50号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第51号 平成25年度郡上市宅地開発特別会計予算についての質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（清水敏夫君） 質疑なしと認め、討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（清水敏夫君） 討論なしと認め、採決いたします。

委員長の報告は原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（清水敏夫君） 異議なしと認めます。よって、議案第51号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第52号 平成25年度郡上市青少年育英奨学資金貸付特別会計予算についての質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（清水敏夫君） 質疑なしと認め、討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（清水敏夫君） 討論なしと認め、採決いたします。

委員長の報告は原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（清水敏夫君） 異議なしと認めます。よって、議案第52号は原案のとおり可とすることに決

定いたしました。

議案第53号 平成25年度郡上市鉄道経営対策事業基金特別会計予算についての質疑を行います。

(挙手する者あり)

○議長(清水敏夫君) 1番 山川直保君。

○1番(山川直保君) 3点ほどまとめてお伺いいたします。

委員長報告の文面の中にありますので、お願いいたします。

この4ページが一番下のほうの全線開通をしてから80年ともなつたと。本当に戦前から、総点検の結果では、もう少し抜本的に対策が必要になることもあるかもしれない。こういう答弁があったのだらうと思いますが、やはり私たちこう見ますと、この長良川に立っておって、真ん中のピア、橋脚、もうどんな豪雨にも、どんな水にも耐えながらきていると。

片や隣にある東海北陸自動車道のピアなどを見ますと、もう頑丈さが、もう見た目でも分同じくらいに思っている人はおらんとは思うんですけども、見た目で割り石を積んで、それに補強したピアも残っていますけれども、それと、片やコンクリート造のものを見たときにどう思われるかということですね。しかも、SLは重たいで乗れんなどいうのと、SLはそんなに重たいかなと思うと、それに逆に陸橋は弱いかなと思うわけです。

そういった面、震度、例えば8、震度9に対して、もつのかどうなのか。そうじゃなくても、枕木をコンクリートに変えていこうとしているあのときに、弱くて、下へころがって落ちやしないかというぐらい、そのように思うので、この安全性に関しては、この長良川鉄道の会社自体が、市に対してどのような安全性を示されているかということについて、お伺いをいたします。

2点目といたしましては、またこの文面を見ましたときに、5ページの4行目ではありますが、専門家を社長にした抜本的改革についての質問があった。やはり通常会社というものは、まず社長自体が無報酬ということ自体が異常なわけでありまして、無報酬と言え、通常会社で私は無報酬で自分の会社の社長をやっていますって言ったら、あんた責任があるんですかと。その責任に欠けているんじゃないかと。責任感ですね。そういうふう思うわけです。何かのときに私は無報酬だからということになるんですね。

でも、そうじゃない実際、財政の経営状況ですから、これはいたし方がないのかもしれませんが、もちろん退職金規定などもないと思うんですけども、そうした中で、外部から人材を持ってくると、二、三千万円かかる。もちろん経費を引いて、給料がもし1,000万円とすれば、もちろん二、三千万円の収益を上げなければいけないということはわかるわけなんですけれども、上げなければならぬためと、これ3,000万円ぽんと上がるわけがないというふうに誰もが思うわけなんです。社長を雇えるような給料がですね。

そうしたら、例えばよく今一般会社が行っている、うちの会社、自分の後継者は自分の息子とか

もないから、誰か社長をやってくれませんか。社長の公募をされる一般企業、一般法人というのが、この国内にもあるようになってきました。そこで、公募をかけて、その社長を選ぶということで、例えばの話、社長の公募をされて、年収300万円ぐらいでも、こういうためにやってみるかというような方がみえれば、そういうようなこともやってみるかもしれません。やってみてはどうかということを思いますし、また、無償譲渡をするこの会社自体、そして会社の資産自体、土地など、無償譲渡をしてもやってくれる方がみえないかと、これはまた無責任に話になりまして、その方が事業を継続される、されないによりまして、その財産が売り払われたり、売り払われないうり、もう長良川鉄道自体が継続されない場合があるから無理だろうけれども、これは逆に指定管理、この土地とか何とか全部、もうこれ無償でこの経営をやってみるかと言えば、何かアイデアを出してくれる方がみえるかもしれません。

といいまして、思い起こしてみましても、この8年間で、何かのアイデア、アイデア、イベント、イベントといいまして、もうどこも進んできていないわけですね。よく明知鉄道とか、あっちのほうに行きますと、高田純次の純ちゃん鉄道なり、高田純次など前に顔を笑顔して、だっとやって来て、結構上がったとかと言いましたけれども、やはりここは長良川ですから、長良川演歌とか、五木ひろしさんでもやってくれれば、それはええんかもしれませんけれども、アイデアを出しても出しても、一番このことに関しては、みんながどんだけ考えてみても出てこんということですから、もう無償譲渡が無理なら、本当にやってみてやってくれる企業はないかと言ったら、結構今そういうのがあるかもしれないので、考えてみてはどうかということと思います。

以上について、2点ほどだと思えますけれども、質問をいたします。

○議長（清水敏夫君） まず、委員長から。総務常任委員長。

○8番（山田忠平君） 設備の安全点検、安全運転については、相当やっぱり各委員からも、今、山川議員が言われたように心配をしながら、対策はどうあるべきか、またどうとっているのかというようなこともいろいろありましたが、細かい細部については、また執行部のほうで答弁をいただきたいと思えます。

また、この専門家の社長、あるいは公募ということにつきまして、これも以前からも話がやっぱり出ておって、恐らく長良川鉄道としても、そんな試みをされたと思いますが、内容的には、やっぱり今書いてあるように、現在はこんな状況であります、一部俳優の方も乗ってもらったりいろんなことをやっておりますけれども、本当に新たな全く一般に公募をして、それでいいアイデアで、長良川鉄道を受けてくれるというふうなことができるものかということと、あるかということが課題と思えますので、担当局にて説明をいただきたいと思えます。

○議長（清水敏夫君） それでは、執行部、市長 日置敏明君。

○市長（日置敏明君） まず第一点目のここの部分を、私が答弁したんですけれども、建設以来80年

ほど経過をしているということで、その施設の安全性について私も非常に心配をしているところでございます。

ここに書いてありますように、とりあえずトンネルについては、緊急に点検をしまして、現在のところ運行に支障があるようなそういう危険性はないというふうに報告を受けているところです。

御指摘のやはり長良川鉄道の幾つかかかっている鉄橋については、確かにもう古い時代における橋脚というものがあるので、現在つくられているいろんな先ほどおっしゃった東海北陸自動車道なんかのピアと比べれば、もちろん随分格段の違いがあるというふうに思っております。

それで、何とか鉄道の鉄橋の安全性について点検をするようにということを今言っておりますが、本格的にやはり川の水の下へ入っているところを点検しようとする、そのこと自身でもかなりのやはり点検費用が要するというので、私も会社のほうにまずは、本格的な点検だけでなく、そこまで経費をかけない目視による点検というようなものもやるようにというような指示もしているところでありますけれども、今後やはりこれは、御指摘のように何か事故があつてからということ是非常にいけないので、今抜本的に対策を検討しているところでございます。したがって、そういうまず点検等の費用についてどうするかというような問題もあるので、もう少し時間をいただきたいというふうに思います。

それから、この経営について、抜本的に何とかしなければいけないという思いは、私も強く思っております。ただ、ここで議論が出ましたような社長を外部から公募をしたらどうかとか、そういうアイデア、あるいは他の第三セクターにおける取り組みもあるんですけども、無報酬でやっているから責任を逃れられるというわけではなくて、これは、無報酬でやりながら、責任はかぶらにやいかんと思って日々やっております。

非常にいろいろそういった面で、そういう思いの中で担っているわけですけども、いろいろ今後検討していきたいというふうに思っていますが、今、この間、実は取締役会がございまして、そういう中で、今、地方鉄道全体がこういう苦境に立ってて、かなりの地方鉄道がやはり創設されてから60年、70年、80年と経っているものが多いという中で、こうした問題にどう立ち向かうかということで、今、一つ、県のほうからこういったことも検討してくれというふうにこの間説明がありましたのは、上下分離方式という形で鉄道のインフラの部分、線路とかトンネルとか橋脚とかそういったインフラの部分、県や市町村が公的に保有をして、そして上部を運転をするところだけを営業会社という形で任せるという形の体制というような検討をすべきではないかというような話も出されておりますので、そういうものの中で検討する中で、今後のこの鉄道の経営安定対策というものを今考えていきたい。そんなことで沿線首長同士も少しそういうことで、今後に向けて意見交換をしようじゃないかといったようなところでございます。

(挙手する者あり)

○議長（清水敏夫君） 1番 山川直保君。

○1番（山川直保君） 再質問いたします。

まず、あの鉄橋の下に立っている橋脚ですね。もちろん割り石の部分もあると思いますけど、全て有筋でしょうか。無筋でしょうか。そいつをお聞きしたいことと。80年前には、それは玉石も入れながら、コンクリも入れながら、割り石できれいに積みながらつくったと思いますけど、それが有筋かお聞きしたいと思います。全部。

それと、今、社長のお考えも、市長としてのお考えもよくわかりましたが、もちろん無償ということもわかるんですけども、僕、これは、この社長のあり方、もちろん郡上が一番長い線路の長さですし、それを担いながら碓さんからもずっとこう来ているわけなんですね。それは、各首長同士が、今度おまえ今度おまえというか、推薦によってなるんだと思いますけれども、役員会もですね。この長良川鉄道のその取締役会のあり方を、これもう変えてまわらないかなということをお聞きしておりました。というのは、市長が長良川鉄道の社長として、何回執務室に入れ、何日出勤されたかということも非常に問題だと思うのです。

これは、当てつけの社長であるならば、そういう形で飾りでも社長職を首長に任せようという組織の流れであるならば、これは非常に将来恐ろしいことが起きるかもしれない。というのは、そこに毎日出勤してみえる常勤の役員の方がみえるとした場合、社長がいつも来ないからと、大体俺たちの考えでこの長良川鉄道の運営というものは進んでいこうと、昔からのJRからの流れですね。もちろん雇用ももちろんしっかりと果たすことも、その方たちは考えられているかもしれないと思います。

そこでの案は、必ず市長は、そこまでの専門性もないから、社長は、これで多分決まっていくんじゃないかということ、逆に組織が緩む形で、その下の幹部がそういった組織をつくり上げていく分もあると思います。もしも列車が脱線したり、もしも橋脚が折れたり、川へもし列車ごと落ちたりして死亡事故にでもなったら、必ず社長は告発されます。その常勤の幹部の人たちは、告発されない方もみえるかもしれませんが、社長は必ず告発されると思います。

そのような大切な職にあるにもかかわらず無報酬、例えば実費も支給されていないというようなもし状態であれば、これは組織としておかしく、その組織自体は、社長を本当に奉っておけばええという形で、本当の経営には至らないと、ただ数字を眺めた上で、負担金は幾らかと、美濃市や関は幾らかと、うちは幾らかとといったようなことにうんとうなずき、それに予算を取るといったことが繰り返されるのであれば、この会社というものは必ずや、必ずやいつかそういった危機に陥る可能性があるということをお聞きしますので、そのことについてどのように思われるか、お答えをいただきたいと思います。

○議長（清水敏夫君） 市長 日置敏明君。

○市長（日置敏明君） 一番最初の御質問の橋脚が有筋か無筋かていうのは、鉄筋が入っているかどうかということですね。

（「そうです」と1番議員の声あり）

○市長（日置敏明君） このことについては、私は当然、当時であっても鉄筋は入っているものというふうに思っておりますが、また一度確認をいたします。

それから、後段のほうですけれども、もし何かあったときには、これは、例えば滋賀県での信楽鉄道の例とか、そのほかの例を見ても、それは社長が常勤ではないとしても、一番の最高の責任者であるという覚悟は持っております。

先ほどおっしゃったように、これは私も引き継いでやっておるわけですが、恐らくこのそれだけの責任を持つならば、当然、あるいは有償とか有給でもいいんじゃないかという議論もあるかもしれませんが、結局全ての経営上の赤字というものを沿線の市町で負担をしているということですので、多少のそのお金をもらってというよりも、沿線の首長が取締役、ないしは監事に入って、その他の民間の方も入っていただいておりますけれども、そういう中でこれは責任ということ、無償だからどうのこうのということなしに、やはり引き受けてやっているものであるというふうに思っております。

そういうことであるがゆえに、何ていいますか、実態上、お飾りになっていて、何か常勤の役員 of 意のままにというような形で形骸化しているんでないかというような御指摘であります。日々そうしたことのないように引き締めて、身を引き締めて経営に当たっているつもりでございます。

現在は、県のほうからの人材をいただいて、専務取締役という形で、一人常勤の役員がおりますし、鉄道出身の常勤の取締役もいるという中で、日々密接に連携しながら、連絡を取って、相談をしながら事に当たっているということですので、御指摘のような状態にならないように努力をしまいたいというふうに思います。

なお、中長期的な経営の体制というものについては、先ほども申し上げましたけれども、いろいろなことをやはり私も考えていかなければならないというふうに思っているところでございます。

○議長（清水敏夫君） では、そのほかございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（清水敏夫君） 質疑なしと認め、討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（清水敏夫君） 討論なしと認め、採決いたします。

委員長の報告は原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（清水敏夫君） 異議なしと認めます。よって、議案第53号は原案のとおり可とすることに決定しました。

それでは、ここで暫時休憩をいたします。再開は午後1時を予定いたします。お願いいたします。

（午前11時56分）

○議長（清水敏夫君） 会議を開きます。

（午後 1時00分）

○議長（清水敏夫君） 議案に入る前に、1番議員 山川直保君より発言の申し出がありますので、許可します。

1番 山川直保君。

○1番（山川直保君） 午前中の審議におきます議案第53号の郡上市の鉄道経営対策事業にかかわる質問中、再々質問の内容におきまして、不適切な面もありましたので、取り消しを願い出たく申し入れるわけなんですけれども、その部分といたしましては、再々質問中におけます後段の部分、後のほうの部分で、この議題よりも随分それた発言をいたしましたので、その発言の削除を議長に求めたいと思います。

○議長（清水敏夫君） お諮りします。

ただいま1番議員 山川直保君の発言の趣旨にのっとりまして、後段の部分、再々質問の削除をしたいという旨の申し出がございましたが、削除をしてよろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（清水敏夫君） ありがとうございます。では、山川議員の発言につきましては、申し出のとおり削除するというご希望をいたします。

それから、市長のほうより、先ほどの山川議員の質問に対する確認事項についての報告があるそうでございますので、よろしくご希望をいたします。

市長公室長 田中義久君。

○市長公室長（田中義久君） 先ほど山川議員から、長良川鉄道の橋梁につきまして御質問がありました。ただいまの得ている情報の中でのお話ですので、もう少し詳細なことにつきましても、またよく把握していきたいと思っておりますし、また郡上市としても、長良川鉄道近代化整備事業等におきまして、計画的なこうした基盤の整備、老朽化対策を行っておられることに対しての支出をしているわけですので、その都度情報を得ているわけでありますが、先ほどの橋梁の件につきましては、全体では35の橋がありまして、このうち郡上市内には29の橋があるということでございます。

鉄筋が入っているのがどうかという御質問でありましたが、35の中で鉄筋が入っている橋は2カ

所ということで、全体を35の中で2カ所というふうにして今情報としては得ているわけでございます。

それで、これらの点検につきましては、2年に1回、現場で目視、あるいはいろいろと現場でその確認をされる作業があるということで、全件調査が行われているということですし、さらに何年かに一度、そこで悪いというふうに思われるものについては、例えば鉄道施設協会、こういうのが専門の鉄道のそういう整備に関する専門の事業を行うところですが、これ等に調査をしていただいていると。近々では、平成21年度に7件の調査を行われまして、全体で6区分ありますが、そのうち上から2番目のランクB——3番目ですか、それから2番目のランクCというのが、それぞれ5橋、2橋というのがありまして、これらにつきましても、順次計画的に補修をしていくというふうなことでされております。

今の時点としましては、そういうふうな情報ですので、よろしく願いいたします。

○議長（清水敏夫君） それでは、議案第54号 平成25年度郡上市後期高齢者医療特別会計予算についての質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（清水敏夫君） 質疑なしと認め、討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（清水敏夫君） 討論なしと認め、採決いたします。

委員長の報告は原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（清水敏夫君） 異議なしと認めます。よって、議案第54号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第55号 平成25年度郡上市大和財産区特別会計予算についての質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（清水敏夫君） 質疑なしと認め、討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（清水敏夫君） 討論なしと認め、採決いたします。

委員長の報告は原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（清水敏夫君） 異議なしと認めます。よって、議案第55号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第56号 平成25年度郡上市白鳥財産区特別会計予算についての質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(清水敏夫君) 質疑なしと認め、討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(清水敏夫君) 討論なしと認め、採決をいたします。

委員長の報告は原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(清水敏夫君) 異議なしと認めます。よって、議案第56号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第57号 平成25年度郡上市牛道財産区特別会計予算についての質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(清水敏夫君) 質疑なしと認め、討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(清水敏夫君) 討論なしと認め、採決いたします。

委員長の報告は原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(清水敏夫君) 異議なしと認めます。よって、議案第57号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第58号 平成25年度郡上市北濃財産区特別会計予算についての質疑を行います。

(挙手する者あり)

○議長(清水敏夫君) 1番 山川直保君。

○1番(山川直保君) 1点お伺いをいたしたいわけなんです、この文章は、非常に真ん中辺、読みにくいし、理解がしにくかったものだったと思いますけれども、私も傍聴にこの委員会に出させていただいておまして、一つだけ、市長の答弁の中でわからなかったことがございましたので、お伺いをいたしたいと思います。

6行目からの「財産区を地縁団体に譲渡するメリットについての質問があり」というところからなんですけれども、要は、地縁団体にしていこうということなんですけれども、その後に何と書いてあるかといいますと、本来は、自治会の財産であったが、自治会では登記できなかったため、財産区をつくった経緯があり、本来の姿に戻してほしい。本来の姿というのは、いわゆる地縁団体、自分たちの区の4つの区が区のほうにあったと言ってみえましたが、そこに戻してほしいと

いうものだということがここに書いてありますけれども、そのとき、白鳥の振興事務所長のたしか答弁中に、昔、白鳥町が合併する前の北濃村であったときに4つの区があり、4つの自治会といたしますか、区が、そのそれぞれの山を管理しておったと。今も白鳥町に合併したときも、そこを区の人たちが自分たちの山に入ったりしてやっておったというそういうことがあるし、そういう合意するときの文章があったというようなことを、たしか産建委員会で述べられておったんでないかと思うんですけども。

(「総務委員会」と呼ぶ者あり)

○1番(山川直保君) 総務委員会で。はい。それで、それに市長、お答えになっていましたけれども、それでは、この前の白鳥町のとき、そして北濃村のとき、白鳥に合併するときにおけるその合議文書というものが、一つの地縁団体になるという定義になるわけですね。定義になると思うんです。その認めるか、認めないかの。

私は、その白鳥の庁舎へ行って、その後にその文書というのはどういうものやということがあるということで、確認はしてきませんでした。あるということをちょっと委員会で聞いたものでね。そしたら、あるのならば、そういったものをどういうものかというのも見せていただきたいし、それが一つの地縁団体に無償譲渡するような条件となってくるのであれば、それが一つの定義として位置づけるならば、そういうものはっきりしていただきたいということを思うわけです。そういう事実があったんじゃないかと、白鳥に合併するときどういう合意がなされておったかという、その事実がどういうものであるかということを知りたいわけなんです。それについてお伺いします。

○議長(清水敏夫君) 委員長、いいですか。

(発言する者あり)

○議長(清水敏夫君) それでは、執行部のほうで。

市長 日置敏明君。

○市長(日置敏明君) 結論から言いますと、私もその文書は確認はいたしておりませんが、所長の説明によると、かつて北濃村が白鳥町に合併をするときに、北濃村にかつてあった4つほどの地区の地区有林のような形で、それがそれぞれの地区に所在し管理されていたと。皆さんがそれぞれ管理をしていたという実態があるので、その白鳥町に合併をしたときに、それをまとめて北濃財産区という形の自治法上の財産区としたけれども、本来もともとある姿に戻してほしいというふうなお話があるというように私も聞いています。

ですから、そのことは確認もいたしたいと思いますし、地縁団体はそういうことで、今それぞれの各地域にある自治会のようなものが、これは自治法上の手続によって、地縁団体と認められれば、地縁団体というふうには認可をされるということだと思いますし、そこでその北濃財産区の財産区有林、財産区をどうするかというのは、また検討しなきゃいかんと思っていますが、あの話というの

は、あのときにも言いましたけれども、私まで上がっている話ではありません。今そういう話が地元で起きているということを私は聞いているだけでございますので、よくその辺の確認をしながら対処してまいりたいというふうに思っています。

○議長（清水敏夫君） 1番 山川直保君。

○1番（山川直保君） 北濃村に、北濃村の中にその4つの地区があつて、地区有林として管理をしておられたということが、例えば一つ大事なことは、その実態がどうであったかと。どういう施業をしたような実績があつたかということの確認と。そして、白鳥町と合併するとき、これは私たちの地区有林だからということで、そのときの権利というものをどこまで主張している、その文面があるということと言われましたので、あるとか、その2点を確認をしていただきたいと思います。

私は、その市長答弁を聞いてからこの高鷲のほうへ行って、高鷲村が明治に合併したときに各区の持っていた山があるんですね。それを持ち寄つて高鷲の村有林ができたわけなんです。必ず面積がその10倍も違うような地区有林があつたわけですね。そのときには、どのような合議文書がされているのか、これは1回調べてほしいということで、これは大切なことだといって、所長も探してくれていると思うんですけども、そうしたときからの流れの中で、その合併前の村有林というのが、どういう性格で村有林としてみんなが納得したのかということまで、もしもさかのぼっていくことができ、その概念といいますか、その定義というものが郡上市はしっかりと持っておらなければ、無償譲渡に関することに関しても非常にあやふやになってくるということを思います。

ですから、そのあたりを今後ちょっと検討等をいたしておいていただきたいし、そうした白鳥の北濃財産区の件につきましても、そうした文章が私たちの審議する中で公開できるものであれば、また提示願いたいというふうに思います。

○議長（清水敏夫君） 市長 日置敏明君。

○市長（日置敏明君） 北濃財産区の件については、一度御指摘の点をよく確認いたしたいというふうに思います。

高鷲の財産区について、その高鷲は、たしか明治何年かに、いわゆる一つの村になられて、その後ずっと何十年間か一つの自治体としての歴史を刻んできておるわけでございますので、そこまで、かつてのところまでさかのぼって、同列に論じられるかどうかということも大きな問題があるというふうに思いますが、いずれにしろ、この問題は、そういう議論、論議を呼ぶものであるかとも思いますので、いろいろ事実関係等については、よく検討をさせていただきます。

（「了解しました」と1番議員の声あり）

○議長（清水敏夫君） 質疑ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（清水敏夫君） 質疑なしと認め、討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(清水敏夫君) 討論なしと認め、採決いたします。

委員長の報告は原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(清水敏夫君) 異議なしと認めます。よって、議案第58号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第59号 平成25年度郡上市石徹白財産区特別会計予算の質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(清水敏夫君) 質疑なしと認め、討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(清水敏夫君) 討論なしと認め、採決いたします。

委員長の報告は原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(清水敏夫君) 異議なしと認めます。よって、議案第59号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第60号 平成25年度郡上市高鷲財産区特別会計予算についての質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(清水敏夫君) 質疑なしと認め、討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(清水敏夫君) 討論なしと認め、採決をいたします。

委員長の報告は原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(清水敏夫君) 異議なしと認めます。よって、議案第60号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第61号 平成25年度郡上市下川財産区特別会計予算についての質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(清水敏夫君) 質疑なしと認め、討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(清水敏夫君) 討論なしと認め、採決いたします。

委員長の報告は原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(清水敏夫君) 異議なしと認めます。よって、議案第61号は原案のとおり可とすることに決定しました。

議案第62号 平成25年度郡上市明宝財産区特別会計予算についての質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(清水敏夫君) 質疑なしと認め、討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(清水敏夫君) 討論なしと認め、採決いたします。

委員長の報告は原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(清水敏夫君) 異議なしと認めます。よって、議案第62号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第63号 平成25年度郡上市和良財産区特別会計予算についての質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(清水敏夫君) 質疑なしと認め、討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(清水敏夫君) 討論なしと認め、採決いたします。

委員長の報告は原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(清水敏夫君) 異議なしと認めます。よって、議案第63号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第64号 平成25年度郡上市水道事業会計予算についての質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(清水敏夫君) 質疑なしと認め、討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(清水敏夫君) 討論なしと認め、採決いたします。

委員長の報告は原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(清水敏夫君) 異議なしと認めます。よって、議案第64号は原案のとおり可とすることに決定しました。

議案第65号 平成25年度郡上市病院事業等会計予算についての質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(清水敏夫君) 質疑なしと認め、討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(清水敏夫君) 討論なしと認め、採決いたします。

委員長の報告は原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(清水敏夫君) 異議なしと認めます。よって、議案第65号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

◎議案第66号から議案第68号までについて(委員長報告・質疑・採決)

○議長(清水敏夫君) 日程47、議案第66号 白山長滝公園ほか2施設の指定管理者の指定についてから、日程49、議案第68号 フレンドシップつくしの家の指定管理者の指定についてまでの3議案を一括議題といたします。

ただいま一括議題といたしました3議案は、所管の常任委員会に審査を付託してありますので、委員長より報告いただき、質疑、討論、採決をいたします。

それでは、産業建設常任委員長より、審査の経過と結果についての報告を求めます。

産業建設常任委員長、15番 渡辺友三君。

○15番(渡辺友三君) それでは、産業建設常任委員会の報告を行います。

2月28日、平成25年第1回郡上市議会定例会において、審議を付託されました指定管理議案2件について、3月13日に産業建設常任委員会を開催し審議を行いましたので、その経過と結果について御報告いたします。なお、経過につきましては、主な内容を報告いたします。

指定管理議案。

議案第66号 白山長滝公園ほか2施設の指定管理者の指定について。

商工観光部長から施設名称、指定する団体、指定期間について説明を受けました。

法人化された会社へ指定管理委託することについて質問があり、直営で指導するが、活性化するためには任意組合では困るため法人化を依頼していた。道の駅管理組合の出資で、商工会と観光協会を入れて法人をつくったが、今後は農協や森林組合等にも参画してもらい、全体的に捉える必要

があるとの説明がありました。

以上、審査の結果、本委員会としては、全会一致で原案のとおり可とすることと決定しました。

議案第67号 郡上市木遊館の指定管理者の指定について。

農林水産部長から、施設名称、指定する団体、指定期間について説明を受けました。

審査の中で、委員から、木遊館は国の補助金を受けていることについて質問があり、平成4年に完成し、耐用年数が28年となっている。林業構造改善事業でつくった施設のため林業振興の位置づけに変更はない。目的に沿った使い方をして、物産センターと一体的に管理して有効に使っていただきたいとの説明がありました。

木遊館が行っている事業内容について質問があり、平成24年度は、イベント、体験教室等が開催され、延べ1,643人が参加され、このほか木の板や加工品、組合員が持ち込んだ商品等が展示販売されたとの説明がありました。

今までは、木工品、林産物の販売や体験等が主体であったが、これからは、営業も必要になり新会社の負担になるのではないかとの質問があり、今までは、木遊館、物産センターがそれぞれに雇用していたが、これからは、人員を融通して活用でき、一体的に管理するスケールメリットが活かせるのではないかとの説明がありました。

指定管理料について質問があり、指定管理料はなしということでした承していただいているとの説明がありました。

以上、審査の結果、本委員会としては、全会一致で原案のとおり可とすることに決定をいたしました。

以上、委員会の経過と結果について御報告いたします。平成25年3月26日、郡上市議会議長 清水敏夫様。郡上市議会産業建設常任委員会委員長 渡辺友三。

以上です。

○議長（清水敏夫君） 続いて、文教民生常任委員長より報告を求めます。

文教民生常任委員長、9番 村瀬弥治郎君。

○9番（村瀬弥治郎君） それでは、文教民生常任委員会の報告をいたします。

2月28日の平成25年第1回郡上市議会定例会において、審査を付託されました指定管理議案1件について、3月12日に文教民生常任委員会を開催し審査を行いましたので、その経過と結果について報告いたします。なお、経過については、主な内容を報告いたします。

指定管理議案。

議案第68号 フレンドシップつくしの家の指定管理者の指定について。

健康福祉部長から、フレンドシップつくしの家を3年間、郡上つくしの会に指定管理しようとするものであるとの説明を受けました。

審査の中で、委員から指定期間についての質問があり、指定管理のルールで新規の場合は3年間となっているとの説明がありました。また、指定管理料について質問があり、NPO法人を設立する予定であるが、設立までは自費運営となり、指定管理料は0円であるとの説明がありました。

審査の結果、本委員会としては、全会一致で原案のとおり可とすることに決定をいたしました。

以上、委員会の経過と結果について報告をいたします。平成25年3月26日、郡上市議会議長 清水敏夫様。郡上市議会文教民生常任委員会委員長 村瀬弥治郎。

以上でございます。

○議長（清水敏夫君） ありがとうございます。

報告が終わりましたので、議案ごとに質疑、討論、採決を行います。

議案第66号 白山長滝公園ほか2施設の指定管理者の指定についての質疑を行います。

(挙手する者あり)

○議長（清水敏夫君） 1番 山川直保君。

○1番（山川直保君） 議案第65号・66号について、お伺いをいたします。

これは、この答弁を委員会で聞いておまして、ちょっと思ったことと、この文章についてお聞きをいたしたいと思います。

ちょうど真ん中辺にあります「今後は農協や森林組合等にも参画してもらい、全体的に捉える必要がある」との説明。全体的に何を捉えるのかということをお伺いしたいということなんです。

つまり私が思います、この全体的に捉えたのであれば、すぐ隣にあります文化施設の白山文化博物館、これにつきましては、文化施設の管理費においても、一般会計のほうでも1,236万3,000円ほどの管理費がかかっているわけなんですね。これは、すぐ隣なんですね。よくスケールメリットとかそういう言葉も、執行部の方、どんどん使われますけれども、全体的に何を捉えるのか。全体的に捉えるのならば、すぐ隣のその文化博物館とも協力し合って、そしてお客さんの誘導とか、もちろん誘導もあそこは、うまく電気もつけたり、旗を立てたり、のぼりを立てたりしてやって、何が展示されますよというような告知もされているようですけども、もっともこの全体的に捉えるのならば、その管理も一緒に考えられるということは、意見とかは委員会でも出なかったでしょうか。お伺いします。

○議長（清水敏夫君） 産業建設常任委員長 渡辺友三君。

○15番（渡辺友三君） いろいろと図面もいただきながらやったわけなんですけれども、その白山文化施設、博物館ですか、そちらのほうまでの話まで、内容的に含められたかどうかということもございますけれども、今現状のものといいますか、こちらの指定管理するものとは、内容的にも、今扱いも違うというようなことで理解をしたところでございますが、その点また補足等を担当部長のほうでお願いをしたいと思います。

○議長（清水敏夫君） では、補足説明をお願いします。

商工観光部長 蓑島由実君。

○商工観光部長（蓑島由実君） 今回、その道の駅施設等について、指定管理を新たな株式会社へ移管するという事で、それぞれの施設の運営について議論をした中で、今のところ、例えば農産品ですと、朝市組合とかが出荷をしているというような実情がありますし、また中でのお土産品とか物品販売についても、道の駅組合独自に展開しているというような状況がありますが、また物産センターにおいては、隣に農産の作業所等もあるというふうなこともあります。そうしたことを含めて今後さらに農協や森林組合等とのお互いの連携を強めて、もう少し生産性が高い、あるいはお客さんに十分に満足いただけるサービスの提供をという、そうした意味でこうした議論がされたところでございます。

また、今御指摘のその白山文化博物館との連携ということについて、これまでなかなかうまく連携ができていなかった部分があると思います。これからそちらの部門ともつながりながら、いろいろな企画ものをやっていく必要があるかなと思っております。

（挙手する者あり）

○議長（清水敏夫君） 1番 山川直保君。

○1番（山川直保君） そうしましたら、この会社の農協とか森林組合は、もう参画されることはもう決定されたというふうに解してよいのかをお伺いしたいし、そして、今、後段に申し上げられましたその博物館等の通路というのが、ちょうどあそこに夏になりますと、架設を、ちょうど橋のこっちのところに、たもとに架設のところをつくって、そこに農産物とかを朝市を広げられるわけなんですけれども、すぐそのアプローチがすぐ近いということと、もちろん駐車場は道の駅であるということと、そして、例えばこれが燃料費にしても、電気代にしても、例えばメーター一つなら一つのところへ持ってきて、動力関係やその基本料金を見直すとかいったとか、その今の連携がまだまだ取れていないで縦割りだったということとか、そういうことを反省する中で、そういうふうになっていく性質が違うものであっても、じゃあ性質が違って、この道の駅の管理組合に勤められている方の幹部の方は、白山文化に精通された方が一番精通された方もみえますよね。みえると思うんです。私は。

そういうことから、あそこに勤める方は、ある程度の知識を持たれた方じゃないと、もちろん今、博物館にみえられる管理の方はそういう方なんですけれども、そういう方の職員の体制はどうなっているかということもありますけれども、そういうことをもっと前向きに考えられていきたいという意見を申し上げますが、そのことについてどう所感を思われますか。

○議長（清水敏夫君） 副市長 鈴木俊幸君。

○副市長（鈴木俊幸君） まず、農協と森林組合については、まだ出資までには至っておりません。

ただ、話としては、大体の了解を得ていると。ここの部分の全体的に捉えるというのは、いわゆる物産センターのほうの施設の中の議論なんですわ。

ですから、木遊館、それから源助さんというのは一つまた別にあるんです。農産加工所として。そして物産センターがあって、もう一つ農産加工所があるということでございまして、この段階におきましては、その全体をそれらを一括の中でやる必要があるんじゃないかと、大きな組織としてですね。そのことも含めた検討をする必要があるということでございますけれども、まずは農産加工品については、このいわゆる道の駅管理組合、あるいは今回つくる「株式会社しろとり」については、ちょっとまだそこまでの意向はできないんじゃないかとということを思っております。

それから、当然にその中の一つで、長滝の道の駅もあるわけでございまして、その中に今言われた文化施設、白山文化博物館があるわけですが、これにつきましては、これはいわゆる文化施設博物館というものを、指定管理は今現在どこのものもいたしておりません。というのは、非常にいわゆる文化財、あるいは文化施設、図書館等々については、指定管理としてどういう形ができるのかということ大きな課題があるかと思っております。いわゆる教育の施設がこういう営業的なもの、もちろんこの中には、そういう制度を取り入れて指定管理をしているところもありますけれども、現段階においては、まずは物品販売、あるいは道の駅として、休み、休憩所、そういったところを主としてやっていくのが本来であろうということでございまして、非常に3カ所の中でも、特に大きな課題になっているのは、今後その後に出てまいります木遊館を含めた物産振興センターのところと、その部分でございましたので、その部分の議論で全体的な考え方をしようという思いの中でございます。

ですから、現段階において、文化博物館、白山文化博物館を指定管理ということまではいたしておりませんが、当然相乗効果等々は考えていく必要がありますので、当然市と協議しながら進めていく必要があるんだなということは、思っております。

(挙手する者あり)

○議長(清水敏夫君) 1番 山川直保君。

○1番(山川直保君) 終わりにしますけれども、これは、この全体的って、結局7ページのほうに載っている全体的というのが、66号のほうで、どこかこっちの67号のほうの物産センターとかあの辺のあたりとがちょっとごっちゃになっているような文章。自分が理解が悪かったと言えばそうなんですけど、ここに書いてある書き方も、それは今言われた、僕は何号の話をしとるかわからなくなったんですけども、ちょっとそのあたりも今やっとなんかわかったんですけども、これだけ見ると、僕はそっちのことも考えられてはということ思ったわけなんです。意見でした。

以上です。ちょっと書き方もおかしいんでないですかね。

○議長(清水敏夫君) 質疑はよろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(清水敏夫君) 質疑なしと認め、討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(清水敏夫君) 討論なしと認め、採決をいたします。

委員長の報告は原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(清水敏夫君) 異議なしと認めます。よって、議案第66号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第67号 郡上市白鳥木遊館の指定管理者の指定についての質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(清水敏夫君) 質疑なしと認め、討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(清水敏夫君) 討論なしと認め、採決いたします。

委員長の報告は原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(清水敏夫君) 異議なしと認めます。よって、議案第67号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第68号 フレンドシップつくしの家の指定管理者の指定についての質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(清水敏夫君) 質疑なしと認め、討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(清水敏夫君) 討論なしと認め、採決いたします。

委員長の報告は原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(清水敏夫君) 異議なしと認めます。よって、議案第68号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

◎議案第71号から議案第73号までについて(委員長報告・質疑・採決)

○議長(清水敏夫君) 日程50、議案第71号 財産の無償譲渡について(郡上市八幡川佐農林集會

所) から、日程52、議案第73号 財産の無償譲渡について(郡上市八幡門原農林集会所) までの3議案を一括議題といたします。

ただいま一括議題といたしました3議案は、所管の総務常任委員会に審査を付託してあります。委員長より報告をいただき、質疑、討論、採決をいたします。

それでは、総務常任委員長より、審査の経過と結果についての報告を求めます。

総務常任委員長、8番 山田忠平君。

○8番(山田忠平君) そうしましたら、総務常任委員会の報告をさせていただきます。

去る2月28日の平成25年度第1回郡上市議会定例会において、審査を付託されましたその他の議案3件について、3月8日と11日に総務常任委員会を開催し審査を行いましたので、その経過と結果について報告いたします。なお、経過につきましては、主な内容を報告いたします。

その他の議案であります。

議案第71号 財産の無償譲渡について(郡上八幡川佐農林集会所)、続いて、議案第72号 財産の無償譲渡について(郡上八幡立光農林集会所)、続きまして、議案第73号 財産の無償譲渡について(郡上八幡門原農林集会所)、以上、審査に当たり、議案第71号から議案第73号までの3件は関連があるため、一括議題として説明を求め、総括質疑の後、それぞれ採決を行いました。

総務部長から、集会所の3施設について地元へ譲渡し、引き続き地域の施設として使っていくものであるとの説明がありました。

特段の質疑もなく、議案第71号から議案第73号までの3件について、いずれも本委員会としては全会一致で原案のとおり可とすることに決定をいたしました。

以上、委員会の経過と結果について報告をいたします。平成25年3月26日、郡上市議会議長 清水敏夫様。郡上市議会総務常任委員会委員長 山田忠平。

以上であります。ありがとうございました。

○議長(清水敏夫君) ありがとうございました。

報告が終わりましたので、議案ごとに質疑、討論、採決を行います。

議案第71号 財産の無償譲渡について(郡上八幡川佐農林集会所)の質疑を行います。

(挙手する者あり)

○議長(清水敏夫君) 13番 武藤忠樹君。

○13番(武藤忠樹君) この3つの払い下げの議案でございますけれども、この川佐と立光は、敷地が市有地になっていますね。門原だけ借地ということですので、この何ですか、土地の市有地としての借地料の関係ですね。

もう一つ、一番最後にあります門原地区につきましては、こういった形態でこの借地がなされているのかも、あわせて、議案が違いますけど、関連がありますので説明をいただけたらと思います。

○議長（清水敏夫君） 総務常任委員長 山田忠平君。

○8番（山田忠平君） それぞれの払い下げ施設につきましては、地元のほうへということでありますので、市有地、借地でありましても、恐らく地主の方からそういった話が整理されていると思いますので、確定的なことを担当部のほうから報告をいただきたいと思います。

○議長（清水敏夫君） 答弁を求めます。

総務部長 服部正光君。

○総務部長（服部正光君） 集会施設の払い下げの関係ですけど、これは、平成22年にそういう方針の中で、市有地の場合においては無償とするということでございます。それとまた、借地においては、その地区会と、その借地者との間で精算されるというものでございます。

○議長（清水敏夫君） 13番 武藤忠樹君。

○13番（武藤忠樹君） 了解しましたけれども、何か私たちは積然としないのは、物すごく不公平感があるなって。こちらの集会所は、集会所で言い方が適当かわかりませんが、市有地を使えばただで、どこかの借りてくればそれは勝手にそちらで借りてお金を払いなさいというのは、何か非常に不公平感を感じましたので質問をさせていただいたんですけども、そういうことならそういうことで仕方ないと思いますけれども。はい。

以上です。

○議長（清水敏夫君） そのほか質疑がございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（清水敏夫君） 質疑なしと認め、討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（清水敏夫君） 討論なしと認め、採決をいたします。

委員長の報告は原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（清水敏夫君） 異議なしと認めます。よって、議案第71号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第72号 財産の無償譲渡について（郡上八幡立光農林集会所）の質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（清水敏夫君） 質疑なしと認め、討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（清水敏夫君） 討論なしと認め、採決をいたします。

委員長の報告は原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議あり

ませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(清水敏夫君) 異議なしと認めます。よって、議案第72号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第73号 財産の無償譲渡について(郡上八幡門原農林集会所)の質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(清水敏夫君) 質疑なしと認め、討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(清水敏夫君) 討論なしと認め、採決いたします。

委員長の報告は原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(清水敏夫君) 異議なしと認めます。よって、議案第73号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

◎議案第74号から議案第75号までについて(委員長報告・質疑・採決)

○議長(清水敏夫君) 日程53、議案第74号 市道路線の廃止についてと、日程54、議案第75号 市道路線の認定についての2議案を一括議題といたします。

ただいま一括議題としました2議案は、所管の産業建設常任委員会に審査を付託してあります。委員長より報告いただき、質疑、討論、採決を行います。

それでは、産業建設常任委員長より、審査の経過と結果についての報告を求めます。

産業建設常任委員長、15番 渡辺友三君。

○15番(渡辺友三君) それでは、産業建設常任委員会の報告をいたします。

2月28日、平成25年第1回郡上市議会定例会において、審査を付託されましたその他議案2件について、3月13日に産業建設常任委員会を開催し審査を行いましたので、その経過と結果について御報告いたします。なお、経過につきましては、主な内容を報告いたします。

その他議案。

議案第74号 市道路線の廃止について。

建設部長から、当該路線は、既に一部が山林化しており、道路としての機能を失っていることから廃止するものとの説明を受けました。

特段の質疑はなく、本委員会としては全会一致で原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第75号 市道路線の認定について。

建設部長から、認定する4路線について説明を受けました。

審査の中で、委員から、穀見区内の開発行為の進捗状況について質問があり、現在、県に開発許可の申請が上がっている段階で、今のところ実施の方向で進んでいると思われるとの説明がありました。

また、これに関連し、市道に認定する部分は市の登記になるのかとの質問があり、車道部分には、市の所有地と個人の所有地が混在するため、民地部分については、地役権を設定した上で、市道として管理するとの説明がありました。

市道の未登記箇所の処理について質問があり、年間200から300筆の処理を行っている。台帳の見直しも毎年行っており、廃止路線についてもその作業の中で確認したものであるとの説明がありました。進捗状況として正確な筆数は把握していないが、約2万筆が埋もれていると思われるとの説明がありました。

市道認定に際しての延長の基準について質問があり、認定に係る延長基準はない。基本的に幅4メートル以上で一定の規格にあった構造で、公道に接しているものであるとの説明がありました。

以上、審査の結果、本委員会としては、全会一致で可とすることに決定をいたしました。

以上、委員会の経過と結果について報告をいたします。平成25年3月26日、郡上市議会議長 清水敏夫様。郡上市議会産業建設常任委員長 渡辺友三。

以上でございます。

○議長（清水敏夫君） ありがとうございます。

報告が終わりましたので、議案ごとに質疑、討論、採決を行います。

議案第74号 市道路線の廃止についての質疑を行います。

（挙手する者あり）

○議長（清水敏夫君） 1番 山川直保君。

○1番（山川直保君） 一つ確認をさせてください。

この市道につきましては、官地でしょうか。民地でしょうか。お願いします。

○議長（清水敏夫君） 委員長。

（発言する者あり）

○議長（清水敏夫君） では、執行部のほうで答弁をお願いします。

建設部長 武藤五郎君。

○建設部長（武藤五郎君） 山川議員の御質問ですけれども、たしか民地の記憶でおります。

（「たしか」と1番議員の声あり）

○建設部長（武藤五郎君） はい。

（「たしかですね」と1番議員の声あり）

○議長（清水敏夫君） 1番、よろしいですか。

○1番（山川直保君） はい。了解。

○議長（清水敏夫君） そのほかございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（清水敏夫君） 質疑なしと認め、討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（清水敏夫君） 討論なしと認め、採決いたします。

委員長の報告は原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（清水敏夫君） 異議なしと認めます。よって、議案第74号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第75号 市道路線の認定についての質疑を行います。

（挙手する者あり）

○議長（清水敏夫君） 1番 山川直保君。

○1番（山川直保君） 確認をいたします。

路線番号1—0287について、これは、156号から真っすぐ今の開発用地のほうへ入る、図面を見ますと入っております。このもう一つの南北の路線から交差して、またさらに線路側へ突っ込んだ路線を認定する案なんですけれども、これにつきまして、完全にこれは開発区域の中のあの絵の駐車場の真ん中に入ってきている部分も市道認定をされる図面になっていますので、多分もしそうであれば、市道であれば市が管理する。実際そこを車が行き来する。雪が降れば除雪をする。もしこのようなことであるのならば、除雪をしないとかということを決めてあるのかどうか。

もし、そういう管理をしなければいけないのであれば、こうしたものは私はよくないと、こういう認定の仕方はこの突っ込んだ部分だけはよくないということを思いますし、もう一つ、路線番号の1—0288もそうなんですけれども、これは、北を始点として南側を終点とする路線ですけれども、この下のほうへ来ると、この国道側にもう一つ大きな照明施設がありまして、これは完全に今フラットでつながっているんですね、これ。僕は行って見たんですけど、つながっていますので、つながっている完全にそこへ入ってくる、ここだけですね。

一番奥にこれ、その照明施設、どん詰まりのところに農業の小屋みたいなのがあってんですけど、人は住んでいないような感じなんですけれども、そのあたりを確認しておきたいです。もしここに人が、どなたかお住みであれば除雪とかも大事だと思いますし、認めにやいかんと思うんですけど、そのあたりの詳細についての説明をお願いします。

○議長（清水敏夫君） 建設部長 武藤五郎君。

○建設部長（武藤五郎君） まず、1—0287ですけれども、こっちに鉄道側へ突っ込んでいてということですが、ここには、今の現況は2メートルぐらいの道路があって、それから今のその絵に行きますと、この穀見・美吉野住宅という在所があるんですけれども、その下水の配管が、そこを行かせてこうきているんです。それで、その中でここについては、今のその鉄道の国道側の部分については、開発しないところには、まだ畑とかがありまして、そこへ通られる方もみえるということで、ここについては、市道にしていきたいと。

それから、今の国道に並行して突っ込みで、郡上生コンさん裏の辺のところにとまっているんですけれども、ここについても、今ほとんど将来的に道路のほうへ接続したいという思いはあるんですけれども、今、人家、ここに人は住んでみえません。農業の小屋しかありませんけれども、穀見地区につきましても、ここについてはもう白地ではございますけれども、都市計画区域内でもございますし、開発もありますけれども、だんだん商業地として埋まってきている中で、国道というか公道にはタッチしておりませんが、市道として管理していきたいというものでございます。

（挙手する者あり）

○議長（清水敏夫君） 1番 山川直保君。

○1番（山川直保君） そうしましたら、除雪をするのかしないのかということですね。この交点から矢印へ向けた部分だけ、それをお伺いしたいですし、そして下水の管が、これは管渠ですから何か埋めていますから、暗渠ですからこう来ると思うんですけど、それと、ここに畑が一段ちょっと上がったところに畑があるね、あそこにどん詰まっているんですね。畑がある、そして下水がある、これは市道として認定して、そして除雪とかでも管理もするのかといたら、そうでない場所のほう郡上市内も多いと思いますね。ですから、それをちょっとお伺いしたいのと、もともとここは、市道であったか、私道であったのかということをお伺いしたいと思います。この両方について。

○議長（清水敏夫君） 建設部長 武藤五郎君。

○建設部長（武藤五郎君） 公道です。

（「そうか」と1番議員の声あり）

○建設部長（武藤五郎君） はい。公道です。

それから、今の除雪についてですけれども、除雪については、今現在のところ、ここを除雪をしたりする思いは持っておりませんが、今、人家が商業施設と商売屋さんがみえますけれども、その辺については、今後そっちの開発業者さんとのほうともいろいろ詰める中で、今現段階では、除雪のほうは市は行きませんよという思いで話はしておりますけれども、まだ最終的な詰めまでは至っておりませんが、そういう予定をしております。

（挙手する者あり）

○議長（清水敏夫君） 1番 山川直保君。

○1番（山川直保君） 僕は、この交差点からこの矢印の方向、2カ所について今お伺いしましたが、その手前はいかがでしょう。住民にかかわるところもあると思うんですけども、基点からのこの交差点までの間。各基点からの。

○議長（清水敏夫君） 建設部長 武藤五郎君。

○建設部長（武藤五郎君） ここにつきましても、今これ現在道があるわけです。4メートルぐらいの。ありますけれども、ここについても現在のところは除雪はやっておりませんので。はい。お願いします。

（「了解しました」と1番議員の声あり）

○議長（清水敏夫君） そのほかは、ございますか。質疑。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（清水敏夫君） 質疑なしと認め、討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（清水敏夫君） 討論なしと認め、採決いたします。

委員長の報告は原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（清水敏夫君） 異議なしと認めます。よって、議案第75号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

◎議発第1号について（採決・報告）

○議長（清水敏夫君） 日程55、議発第1号 議員派遣についてを議題といたします。

議員派遣について、会議規則第169条の規定により申し出があります。申し出のとおり議員を派遣することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（清水敏夫君） 異議なしと認めます。よって、申し出のとおり議員を派遣することに決定いたしました。

（「議長」と12番議員の声あり）

○議長（清水敏夫君） 12番 上田謙市君。

○12番（上田謙市君） 粛々と議事は進んでいる中で恐縮ですが、今の議員派遣に先立って、全員協議会で協議をしていただいたことの要綱の施行日を確認しなだんでないかという指摘がありましたので、ちょっと時間をいただいてもいいですか。

○議長（清水敏夫君） はい。

○12番（上田謙市君） ただいま4件の議員派遣が承認されたわけでありまして、今回裏づけと申しますか、こうした要綱をもとに申請をされたということです。それは、郡上市議会議員派遣に関する要綱ということで、内容については、全員協議会で協議をいただいて御了解をいただきましたが、第7条の「この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める」の次に附則があるわけですが、この要綱は平成年月日から施行するということをお見せしただけで、いつからということを確認しなんだということがあります。

それで、本日25年度の一般会計予算も承認をされたということでもありますので、この要綱が平成25年4月1日から施行するということを確認をさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いをいたします。

もう一点、恐縮ですが、今回4件の議員派遣が申請がありました。市長さん初め、職員の皆さんには、えろ議員は勉強するようになったんでないかというように思われると思いますが、ちょっと郡上市議会、議員派遣に関する要綱の要点だけ話をさせていただきます。

議会改革の中で、議員派遣の充実ということで——議員研修の充実ということで話し合いをしました。その中で、従来の行政視察を見直し、また議員派遣をする中で、議員の質の向上と、そして政策立案に至る調査研究も議員としてしていこうというようなことの中で要綱ができ上がったわけでありまして、そうしたことで、こうした議員派遣の費用ですけれども、承認をしました議会費の中に含まれておまして、1人5万円以内ということで議員派遣の費用に充てることになっております。

これは、将来的には、市民の皆さんの御理解を得られれば、政務活動費というようなことで導入をさせてもらったというふうに思っておりますけれども、それに至るまでの一つのプロセスとして、こうした議員派遣を1人5万円の一連の経費の中で有効に活用させていただきたいということでありますので、よろしく願いをいたします。

どうも失礼しました。お願いします。

○議長（清水敏夫君） ありがとうございます。

ただいま12番 上田謙市議員、議会行政改革特別委員長というような立場で発言をしていただきました。

この議員派遣につきましては、今、決定をいただきましたけれども、執行部について、平成25年4月1日から施行するということで確認をしたいと思っておりますので、各議員各位にも御了承をいただきたいと思っておりますし、また執行部のほうも御協力のほどよろしく願いをしたいと思います。

◎議発第2号について（委員会付託）

○議長（清水敏夫君） では、日程56、議発第2号 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査及び常任委員会の閉会中の所管事務調査についてを議題といたします。

議会運営委員会から、会議規則第111条の規定により、本会議の会期日程等議会の運営に関する事項について、また各常任委員会から、会議規則第111条の規定により、閉会中の継続審査について、お手元に配付のとおり申し出がありました。

お諮りをいたします。委員長からの申し出のとおり閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（清水敏夫君） 異議なしと認めます。よって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

◎報告第1号について（報告）

○議長（清水敏夫君） 日程57、報告第1号 専決処分の報告についてを議題といたします。

報告を求めます。

総務部長 服部正光君。

○総務部長（服部正光君） 報告第1号 専決処分の報告について。

地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。平成25年3月26日提出、郡上市長 日置敏明。

1枚おめくりいただきまして、専決第13号 専決処分書（和解及び損害賠償の額の決定について）。

和解及び損害賠償の額を決定することについて、地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

まず、損害賠償による和解の内容、平成25年2月25日午後2時ごろ。郡上市白鳥町中西499番地1、市立牛道小学校駐車場内において、公用車が後退したところ、駐車中の軽自動車に接触した。市は示談により損害を賠償する。

2、損害賠償の相手方、記載のとおりでございます。

3、損害賠償の額、5万4,180円でございます。

よろしく願いいたします。

○議長（清水敏夫君） それでは、質疑はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（清水敏夫君） では、以上で報告第1号を終わります。

◎議報告第3号について（報告）

○議長（清水敏夫君） 日程58、議報告第3号 諸般の報告について。

議員派遣の報告どおりでございます。議員派遣の報告等を別紙写しのとおり提出をしましたので、お目通しいただき、報告にかえます。

◎議報告第4号について（報告）

○議長（清水敏夫君） 日程59、議報告第4号 中間報告について（産業建設常任委員会の視察研修報告）。

産業建設常任委員会の視察研修報告を別紙写しのとおり提出しましたので、お目通しいただき、御報告にかえます。

ここで日程の追加をしたいと思います。

議案第76号 平成24年度郡上市一般会計補正予算（第6号）についてから、議発第5号 普通交付税算定方法の見直しを求める意見書についてまでの4件を日程に追加したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（清水敏夫君） 異議なしと認め、日程に追加します。

追加日程につきましては、お手元に配付してありますので、よろしく願いいたします。

◎議案第76号について（提案説明・質疑・採決）

○議長（清水敏夫君） 日程60、議案第76号 平成24年度郡上市一般会計補正予算（第6号）についてを議題とします。

説明を求めます。

総務部長 服部正光君。

○総務部長（服部正光君） 議案第76号 平成24年度郡上市一般会計補正予算（第6号）について。

上記について、地方自治法第218条第1項の規定により議会の議決を求める。平成25年3月26日提出、郡上市長 日置敏明。

2枚おめくりいただきまして、1ページ目をお願いいたします。

平成24年度郡上市の一般会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ500万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ305億9,975万5,000円とする。

2は省略いたします。

繰越明許費の補正、第2条、繰越明許費の追加は、「第2表 繰越明許費補正」による。

3 ページ目をお願いいたします。第2表の繰越明許費の補正でございます。

総務費の総務管理費、財産管理費で23万1,000円、また庁舎等整備事業で151万2,000円でございます。これにおきましては、旧の殿町の消防詰所の移転の移築の関係でございますが、建築確認の申請に所要の日数が必要となりまして、繰り越しをさせていただきたいと。

また、緊急経済対策で、過疎集落等自立再生緊急対策事業で500万円ということでございますが、これにおきましても、3月14日に内示が来まして、24年度ということでの25年への繰り越しをお願いしたいものでございます。

それでは、内容においては、事業概要一覧表をお願いいたします。

ここの1 ページ目で、総務管理費補助金で、過疎地域等自立活性化推進交付金で500万円の歳入の補正の増でございます。

平成24年度補正予算における過疎集落等自立再生緊急対策事業の交付の決定による増ということでございますが、これは、和良町における和良おこしという中での空き家対策と田舎暮らし支援とか、物づくり支援、または生活弱者支援という事業の中で、追加の内示が来たものでございます。

歳出におきましても、緊急経済対策ということで、過疎集落等自立再生緊急対策事業ということで、補正額500万円の増でございます。

今の事業のものでございます。よろしくをお願いいたします。

○議長（清水敏夫君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

（挙手する者あり）

○議長（清水敏夫君） 12番 上田謙市君。

○12番（上田謙市君） いただいた資料を見ますと、和良町が喫緊に取り組まなければならない4つの事業が網羅してあって、効果のある展開を期待するところですが、和良町のその今協議会です。和良おこし協議会という会について、もう少し御説明をいただきたいと思います。

○議長（清水敏夫君） 答弁をお願いいたします。

市長公室長 田中義久君。

○市長公室長（田中義久君） ただいまの御質問ですけれども、和良おこし協議会は、会長は、NCI代表取締役、農業をやってみえますが、岩出明善さんでございまして、事務局を池戸祐芳さん、非常に地域おこしで、お二人とも御尽力をいただいている方でありまして、構成のメンバーとしましては、珍千露ですね、食品加工で売ってみえますが、その関係の皆さん。それから、和良川の和良鮎を売り出してみえます漁協の組合の皆様、それから地域づくりで非常に取り組んでみえる宮地の親和会とか、あるいはそのほかの特に岐阜大学の地域科学部の先生方が地域づくりに関わってみえますけれども、岐阜大学の先生方のメンバーもこの会に入ってみえます。

この地域としましては、人口が2,000人切っておりますので、さらに小さな単位で活動するとい

うよりは、旧町村の和良という単位で、振興を目指して取り組んでいきたいというふうな願いで、こうした会をつくっておみえでありまして、さまざまなこれまでも取り組みがございます。

例えば、田んぼのオーナー制度と申しますか、都市部の皆さんに田んぼで稲作、あるいは刈り取り、収穫体験をしていただくとか、あるいはそのほかでいきますと、地域づくりの応援隊を受け入れてまして、さまざまなコミュニティ振興に関する取り組みとか、そういうこともやってみえる団体であります。

今回は、お手元にお配りをさせていただきましたように、4つの事業を上げてみえます。非常に総合的に和良地域の活性化と申しますか、そういうふうなところを、取り組みを高めていきたいというふうなことで、総合的なこととなりますけれども、空き家対策、田舎暮らし支援、それから物づくり支援、生活弱者支援ということでもありますけれども、もう少し明細を申し上げますと、空き家対策につきましては、皆さんの一つは集まれる拠点づくりということで、古民家再生という形に出ていますが、ここでは、空き家を活かして、皆さんが集まれるコミュニティカフェで今よく言っていますけれども、そういうものをつくるという拠点づくりが一つでありまして、これが予算的には、大きな全体で220万円ほど。

それからもう一つこの田舎暮らし支援ということにつきましては、お一人雇用をして、この地域づくりの皆さんがですね。専門に来られる方に対しての対応をしていくということでもありますとか、あるいはその事業の中で雇用をして、地域づくり全般につきまして力を発揮していただくというふうなことがあります。こちらにつきましては、人件費が含まれるというふうな形になっております。

それから、大変説明が長くなって、恐れ入ります。

全体の経緯でいきますと、これは、いわゆる国の経済対策の24年度の補正で出てきたものでありますけれども、1月中旬に募集がありまして、郡上中から7団体、申請をしていただきました。これが1月28日に取りまとめて、郡上市としてはヒアリングをさせていただいて、県にお送りをしました。7団体でございます。和良、明宝、八幡、それから和良が3カ所ありましたが、高鷲、それから大和、こんな地区からそれぞれ積極的に出させていただきましたが、最終的には、県のほうでは、11市で21集落から申請があつて、3月14日の内示を見ましたところでは、県下で3市、山県、飛騨市、それから郡上市と、この3件が採用されたということでございます。よろしく願いいたします。

（「詳細な説明をいただきましたので、理解を深めました。了解しました」と12番議員の声あり）

○議長（清水敏夫君） 質疑を続行します。ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（清水敏夫君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。議案第76号については、会議規則第37条第3項に規定により、委員会付託を省略

したいと思います。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(清水敏夫君) 異議なしと認めます。よって、議案第76号については、委員会付託を省略することに決定しました。

討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(清水敏夫君) 討論なしと認め、採決をいたします。

議案第76号について、原案のとおり可とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(清水敏夫君) 異議なしと認めます。よって、議案第76号は原案のとおり可とすることに決定しました。

◎議発第3号について(議案朗読・提案説明・採決)

○議長(清水敏夫君) 日程61、議発第3号 発送電分離の早期実現を求める意見書についてを議題とします。

事務局に朗読させます。

議会事務局長 池場康晴君。

○議会事務局長(池場康晴君)

議発第3号

発送電分離の早期実現を求める意見書について

表記について、地方自治法第99条及び、郡上市議会会議規則第14条の規定に基づき、別紙意見書を提出する。

平成25年3月26日提出

提出者 郡上市議会議員 美谷 添生

賛成者 郡上市議会議員 古川 文雄

賛成者 郡上市議会議員 山川 直保

郡上市議会議長 清水敏夫様

発送電分離の早期実現を求める意見書(案)

我が国は、戦後、飛躍的な経済発展を遂げ、国民生活は、便利で快適な環境を実現してきたところである。このことは、電気事業法による電力の安定供給がなされてきたことによるものであるが、

東日本大震災の発生により、大手電力会社に頼る電力供給だけでは限界があることがわかってきた。

現在、発電が自由化され、多くの企業が発電事業に参入している。また、再生可能エネルギーによる分散型発電は、電力の地産地消と地域資源の活用という点からも、極めて有益であり、今後各地で実施されるものと考えられる。幸い政府においては、電力小売の自由化や発電、送配電の分離等、電気事業法の改正が検討されているようである。再生可能エネルギー発電を含めた多様な事業者の参入により、電力の供給力の増大確保と電気料金の引き下げ効果も期待できると思われる。よって、国においては、発送電分離を早期に実現するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成25年3月26日提出

岐阜県郡上市議会

提出先

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

総務大臣

経済産業大臣

内閣官房長官

以上でございます。

○議長（清水敏夫君） ここで提案者の説明を求めます。

17番 美谷添生君。

○17番（美谷添生君） この意見書につきましては、本文の案の中にも書いてありますように、大手の電力会社が一体運営している発電部門と送電部門を切り離すということであります。

経済産業省の電力システム改革を議論するその専門委員会というのがあるようですが、その報告をもとに今国会に、電気事業法の改正案が提出されていると聞いておりますが、電力の発電のほうは自由化されておりまして、この4月から全面自由化されるというようなことを聞いております。

それらによりましては、各地で発電会社が新規参入しやすくなれば、会社間の競争もあり、また家庭用の電気料金についても引き下げにもつながってくるのではないかとというふうに思われますし、また分散型で発電施設があることによって、災害時等にも停電をする区域が大きくなるないように済むというようなことも考えられます。

この電力送電分離というのは、やはり今までのシステムを変えていくということですので、それなりの抵抗と申しますか、はあるかと思いますが、全体的に見れば、電力の地産地消と

いますか、が可能になってくるということの大きな意味がございますので、今の時期にこのことについて、国会のほうへ申し出るというのが必要かというふうに考えましたので、発案をした次第でございます。

何とぞ皆様方の御理解を得て、この提案ができますことをお願いいたしまして、提案の理由とさせていただきます。どうかよろしく願いいたします。

○議長（清水敏夫君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（清水敏夫君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。議発第3号については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思えます。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（清水敏夫君） 異議なしと認めます。よって、議発第3号については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（清水敏夫君） 討論なしと認め、採決をいたします。

議発第3号について、原案のとおり可とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（清水敏夫君） 異議なしと認めます。よって、議発第3号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

◎議発第4号について（議案朗読・提案説明・採決）

○議長（清水敏夫君） 日程62、議発第4号 国会議員の定数削減を早期に実現するよう求める意見書についてを議題とします。

事務局に朗読させます。

議会事務局長 池場康晴君。

○議会事務局長（池場康晴君）

議発第4号

国会議員の定数削減を早期に実現するよう求める意見書について

表記について、地方自治法第99条及び、郡上市議会会議規則第14条の規定に基づき、別紙意見書を提出する。

平成25年3月26日提出

提出者 郡上市議会議員 山田 忠平
賛成者 郡上市議会議員 渡辺 友三
賛成者 郡上市議会議員 田中 康久

郡上市議会議長 清水敏夫様

国会議員の定数削減を早期に実現するよう求める意見書（案）

今日の政治改革、行財政改革、機構改革、規制改革等の取り組みは、政治・社会の変革に伴い、取り組むべき必須の課題である。特に、さきの国会で三党合意された身を切る改革は、議員みずから率先すべき改革であり、国民との約束である。

全国の地方自治体においては、平成の大合併により、行政のスリム化を図り、地方議員みずから定数の削減に努めてきたところであり、郡上市においても、平成16年合併前の議員定数90名から、現在では18名までに削減する議会改革を実施してきたところである。よって、国においても、総理大臣が施政方針で述べたように下記の事項について早期に実施されるよう強く要望する。

記

- 1、議員定数を削減すること。
 - 2、選挙制度の改革に取り組むこと。
- 以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成25年3月26日提出

岐阜県郡上市議会

提出先
衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
財務大臣
内閣官房長官

以上です。

○議長（清水敏夫君） ここで提案者の説明を求めます。

8番 山田忠平君。

○8番（山田忠平君） この意見書につきましては、さきの政権でありますところの国会でも、1票

の格差が違憲状態という状況の中で、昨年の12月衆議院選挙が行われました。それ以来、各党派の話も出ておりますけれども、弁護士グループから31選挙区に対して、違憲という形で提訴がされております。

そういった中、特にきのうは、広島において最高裁におきまして、はっきりと1・2区においては違憲、そして議員みずからの無効、これは、11月26日付の期限をもって無効というような判決が出ております。

いよいよあすになるとと思いますが、各高裁、それぞれの主文が、判決が出さろうと思っておりますけれども、恐らく控訴して裁判にいくと思っておりますけれども、まずもって、我が国日本は、法治国家であります。立法府である国会のこれはまさに怠慢と言っても過言ではないと思っております。

しっかりと、国会議員みずからの自浄能力を発揮されて、特に国民の政治不信を招くことのないようにしっかりと抜本的な選挙制度の改革をやっていただきたい。特に青少年を含む教育的見地からも、まさしく私は、国会みずから襟を正すべきだと思います。ぜひ皆さんのこの意見書に対する御賛同をいただきまして、提出できますようお願いを申し上げます。

○議長（清水敏夫君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（清水敏夫君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。議発第4号については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（清水敏夫君） 異議なしと認めます。よって、議発第4号については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（清水敏夫君） 討論なしと認め、採決をいたします。

議発第4号について、原案のとおり可とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（清水敏夫君） 異議なしと認めます。よって、議発第4号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

◎議発第5号について（議案朗読・提案説明・採決）

○議長（清水敏夫君） 日程63、議発第5号 普通交付税の算定方法の見直しを求める意見書についてを議題とします。

事務局に朗読させます。

議会事務局長 池場康晴君。

○議会事務局長（池場康晴君）

議発第5号

普通交付税の算定方法の見直しを求める意見書について

表記について、地方自治法第99条及び、郡上市議会会議規則第14条の規定に基づき、別紙意見書を提出する。

平成25年3月26日提出

提出者 郡上市議会議員 山 田 忠 平

賛成者 郡上市議会議員 森 喜 人

賛成者 郡上市議会議員 清 水 正 照

郡上市議会議長 清水敏夫様

普通交付税の算定方法の見直しを求める意見書（案）

地方交付税は、財源収入の少ない地方の自治体にとって、行財政運営に不可欠な財源である。地方では、国の三位一体改革等における自治体への厳しい財政改革により、割り当てられた財源をもって有効活用し、かつ行政改革を進め、懸命に努力しているのが現状である。

国が進めてきた平成の合併により、全国には、面積、人口密度、少子高齢化等の面で大きな格差が生じ、苦しい行財政運営を強いられている自治体がある。国土を守り、地方の活力と再生なくして国の繁栄なしと言っても過言ではない。

国においては、普通交付税を算定するに当たり、自治体の面積、人口密度、少子高齢化等を含めた算定方法に見直しをされるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成25年3月26日提出

岐阜県郡上市議会

提出先

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

総務大臣

財務大臣

以上でございます。

○議長（清水敏夫君） 提案者の説明を求めます。

8番 山田忠平君。

○8番（山田忠平君） この意見書でありますけれども、地方交付税という形で、いろんな形で内容を見ましてもなかなかわかりづらい、そういった地方交付税の資質があります。

そういった中で、特に行財政改革、そのことは、近年特に強く叫ばれながら、地方においても本当に身を削り、また使途も、あるいは財政も厳しい状況の中であるわけでありましてけれども、国においても、それなりの取り組みはされておりながらも、まだまだ不十分であり、またそういったことにおける地方自治体においては非常に厳しい。また特に平成の合併においては、その格差がより一層広がったといたしますか、厳しい状況であります。

地方自治体においては、その面積——特に面積の広い形の地域を守ろうと思った場合には、なかなかそういったことで財源が足りません。そういった中で地方交付税は非常に貴重な財源でありますので、ぜひ公平な見地から、国としてしっかりと交付税の算定基準といたしますか、そんなことをしっかりと見直していただいて、特に郡上市を含めた脆弱な地方自治体もしっかりと自治運営できるように強く要望するような形の意見書でありますので、皆様方の賛同を賜りまして、提出をよろしく願いたいと思います。

○議長（清水敏夫君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（清水敏夫君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。議発第5号については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（清水敏夫君） 異議なしと認めます。よって、議発第5号につきましては、委員会付託を省略することに決定いたしました。

討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（清水敏夫君） 討論なしと認め、採決をいたします。

議発第5号について、原案のとおり可とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（清水敏夫君） 異議なしと認めます。よって、議発第5号は原案のとおり可とすることに決

定いたしました。

ここで、田中市長公室長から、長鉄の橋梁のことについて、補足説明をしたいと申し出がありますので、これを許可します。

市長公室長 田中義久君。

○市長公室長（田中義久君） 済みません。先ほど長良川鉄道の橋脚、橋梁のことで少し言葉足らずでしたので、申しわけありません。申し上げさせていただきますが、35橋と申し上げましたけれども、これは延長10メートル以上の橋でありまして、10メートル未満の橋がこのほかに109橋あるということで、長鉄として管理されておる橋梁総数は、合計で144あるということですので、ちょっと正確を欠いておりました。

それから、鉄筋の入っているということにつきましては、例えば10メートル未満、あるいはそれを超える橋におきましても、必ずしもそれが1本2本あるというところまでのつまびらかなものが、先ほど把握していないという、先ほどの時点ではですね。そういう意味もありますので、この2以外が全て橋脚の入っていないものが立っているという意味ではありませんもんですから、よろしくお願いいたします。済みません。

○議長（清水敏夫君） 御苦労さまでした。

◎市長挨拶

○議長（清水敏夫君） 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

ここで、市長より御挨拶をいただきます。

市長 日置敏明君。

○市長（日置敏明君） 平成25年第1回郡上市議会定例会の閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

議員の皆様には、去る2月28日開会以来、本日に至るまで、終始、御熱心かつ真剣に御審議をいただきまして、提出させていただきました議案全てについて御議決をいただきました。まことにありがとうございました。

審議の過程においていただきましたいろいろな御意見や御提言を真摯に受けとめて、これからの市政運営に当たってまいりたいと思います。

平成24年度も、あと数日でありまして、いよいよ合併10年間の最後の1年間の新年度が始まってまいります。今回の24年度補正も含めて、いわゆる15カ月予算がこれから効果を上げていきますよう、適切な執行に努めたいと存じますので、格別の御支援、御指導を賜りますようお願いを申し上げます。

議員各位には、健康に十分御留意をいただきまして、ますます御活躍をいただきますようお祈り

申し上げます、御挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（清水敏夫君） 日置市長、ありがとうございました。

◎議長挨拶

○議長（清水敏夫君） 平成25年第1回郡上市議会定例会の閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

今定例会は、去る2月28日から本日まで27日間にわたり、平成25年度予算を初め、条例改正など多くの議案につきまして、極めて慎重に御審議いただき、全議案滞りなく議了することができました。これもひとえに議員各位の御協力によるものと深く感謝を申し上げます。

また、市長を初め、執行部の各位におかれましても、常に真摯な態度をもって審議に御協力をいただき、厚く御礼を申し上げます。

今定例会を通じ、議員各位から、一般質問、あるいは審議の過程で述べられました意見、要望等につきましては、今後の市政の執行の十分反映されますよう要望する次第であります。

議員各位並びに執行部各位におかれましては、年度末を控え、御多忙の毎日と思いますが、健康に留意をいただきまして、ますます御活躍を御祈念申し上げます、閉会の挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

◎閉会の宣言

○議長（清水敏夫君） 以上で本日の会議を閉じます。

これをもって平成25年第1回郡上市議会定例会を閉会いたします。ありがとうございました。

（午後 2時38分）

上記会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。

郡上市議会議長 清 水 敏 夫

郡上市議会議員 美谷添 生

郡上市議会議員 山 川 直 保